

## 平成30年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

平成30年 3月 5日（月）

午前 9時58分 開会

午後 3時05分 散会

### ○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 平成30年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第 1号 平成30年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 平成30年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5号 平成30年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 平成30年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算

議案第 7号 平成30年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 8号 平成30年度滝川市病院事業会計予算

議案第 9号 平成30年度滝川市下水道事業会計資本金の額の減少について

議案第14号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第15号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第16号 滝川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例

議案第17号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第19号 滝川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第20号 滝川市税条例の一部を改正する条例

議案第22号 滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例

議案第26号 滝川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第27号 滝川市国民健康保険条例及び滝川市基金条例の一部を改正する条例  
 議案第28号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例  
 議案第29号 滝川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例の一部を改正する条例  
 議案第30号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例  
 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）  
 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川中高年齢労働者福祉センター）

○追加日程

- 日程第6 報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）  
 日程第7 議案第10号 平成29年度滝川市一般会計補正予算（第8号）  
 日程第8 議案第11号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）  
 日程第9 議案第12号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第3号）  
 日程第10 議案第13号 平成29年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
 日程第11 議案第18号 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
 日程第12 議案第21号 滝川市企業立地促進等のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例  
 日程第13 議案第31号 滝川市コミュニティ防災センター条例を廃止する条例  
 日程第14 議案第34号 教育委員会委員の任命について  
 日程第15 議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○出席議員（18名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	舘内孝夫君	4番	清水雅人君
5番	山本正信君	6番	安楽良幸君
7番	本間保昭君	8番	田村勇君
9番	井上正雄君	10番	水口典一君
11番	小野保之君	12番	渡邊龍之君
13番	木下八重子君	14番	山口清悦君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	関藤龍也君	18番	東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市	長	前	田	康	吉	君	副	市	長	千	田	史	朗	君			
教	育	山	崎	猛	君		監	查	委	員	宮	崎	英	彰	君		
会	計	田	湯	宏	昌	君	總	務	部	長	中	島	純	一	君		
市	民	館	敏	弘	君		保	健	福	祉	部	長	国	嶋	隆	雄	君
産	業	長	瀬	文	敬	君	産	業	振	興	部	次	長	南	均	君	
建	設	高	瀬	慎	二	郎	建	設	部	次	長	山	崎	智	弘	君	
市	立	椿	真	人	君		教	育	部	長	田	中	嘉	樹	君		
教	育	栗	井	康	裕	君	監	查	事	務	局	長	加	藤	孝	昭	君
總	務	鎌	田	清	孝	君	企	画	課	長	深	村	栄	司	君		
財	政	堀	之	内	孝	則											

○本会議事務従事者

事	務	局	長	竹	谷	和	徳	君	次	長	菊	田	健	二	君
書	記	村	井	理	君		書	記	菊	田	健	二	君	和	君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成30年第1回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において井上議員、小野議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの19日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は19日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日平成30年第1回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして平成30年度各会計の予算案及び関連議案、平成29年度の補正予算案等についてご審議をいただくわけですが、ご提案を申し上げます各議案につきましては、市政執行方針及び予算大綱等説明のほか、所管から詳しくご説明申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成29年1月29日から平成30年2月19日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ

め配付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

私から別途以下の件につきまして口頭でご報告を申し上げます。この冬の滝川市内における大雪への対応状況等についてご報告を申し上げます。滝川市内の積雪深は2月14日時点で観測史上最高の162センチを記録し、連日の積雪の影響から市営住宅や小中学校の一部では雪庇等の落下により多数のガラスが破損するなどの被害が生じるとともに、市内の路線バスが一時全面運休に至る状況が発生しました。こうした事態を受けて、市では2月15日午前9時に滝川市災害対策本部を設置いたしました。被害状況につきましては、先ほど申し上げた被害のほかに国道12号から江部乙中学校までの間の通学路である道道江部乙赤平線において歩道が雪で塞がれて通れなくなったほか、つつじ公園のあずまやの倒壊などの被害が発生しました。こうした状況に対して市としては直ちにバス路線の緊急排雪、拡幅除雪を実施したほか、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部からの支援のもとでリエゾンと呼ばれる情報連絡員2名の派遣を受け、市道2路線、約2.5キロメートルの排雪作業の支援をいただくなどして、16日早朝までには約8キロメートルの排雪及び拡幅除雪が実施されました。こうした対応により、16日午前7時台から市内バス路線の運行が再開し、同日午後には滝新線の運行も再開されるに至りました。江部乙中学校の通学路につきましても道道の道路管理者である北海道総合振興局札幌建設管理部に要請し、16日の通学時間帯に間に合うよう歩道除雪を完了いただいたところです。市としては、この間市民への情報提供や通学路等の雪庇等に対する緊急パトロールなど安全確保に努めてまいりました。このようなことから、19日11時に災害対策本部を解散したところでございますが、今までに経験したことのないような大雪ということもあり、除排雪のおくれにより市民の皆様には多大なご迷惑をおかけしておりますことをおわび申し上げますとともに、引き続き全庁的な体制のもとで雪対策を進めているところでございます。

以上、口頭報告といたします。

○議長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 おはようございます。議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告申し上げます。

平成29年11月29日から平成30年2月19日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただいておりますので、お目通しいただき、以下1点について口頭でご報告を申し上げます。

12月6日から3月13日まで市役所1階市民ロビーにおいて、滝川西高等学校情報ビジネス科2年生が販売実習を行っております。今回販売している商品は、西高生が道の駅たきかわで江部乙リンゴから製造、販売しているリンゴジュース、ごっそりんごを使用したごっそりんごのプリンです。商品の開発に当たっては、株式会社マツオのご協力をいただき、グループ企業の有限会社山下館、サンタクリームとのコラボレーション商品となっております。校内販売ではなく、広く市民の方々に提供し、滝川西高のPRを行うとともに、販売実習を情報ビジネス科2年生の生徒全員に経験させることでコミュニケーション能力やビジネスマナーの育成を目的としております。販売実習に先立って昨年11月14日には株式会社マツオより外部講師をお招きし、販売員に必要な知識、

技能をロールプレイングで事前学習を行いました。既にご承知のとおり、滝川西高等学校の職業学科は平成30年度から新学科、情報マネジメント科へ変更となりますが、今まで取り組んできたことをベースに将来の職業生活に役立つ技術、資格の習得と地域と連携した教育活動を充実させ、3年間の商業の学びを生かし、一人一人の生徒の進路実現に向けて指導してまいります。

以上を申し上げます、教育行政報告といたします。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 おはようございます。市長に2点お伺いしたいのですが、まず1点目についてですが、災害対策本部がまず設置をされたことは大変よいことだったというふうに思いますが、対策本部が閉じられたことについては報告はされませんでした。私が確認したところ、4日間程度の設置だったということです。その結果、3月になる、2月28日にまたバス路線が運休するということがございました。これは、やはり災害対策本部がなぜ4日で閉じたのかということについては私は大変不思議に思っています。対策本部の設置期間について市長のお考えを伺いたいと思います。

また、2点目なのですが、今回の補正予算には指定管理者である滝川ガスが、公営住宅が当時4住宅でガラスが破損すると。住民に危険を及ぼすという懸念がある中で、滝川ガスは一生懸命従事をされたわけですが、今回の補正には滝川ガスに対する指定管理代行負担金の増額補正がなされていないということもあります。これを補正に入れなかった理由について伺います。

○議 長 清水議員、2点目なのですが、きょうこの後補正予算の審議がございますので、その中での質疑ということによろしいですね。

(「了解です」と言う声あり)

○議 長 暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議 長 それでは、本会議を再開いたします。

ただいま2点の質疑がございましたが、公住の補正予算云々に関しましては、これはこの後の29年度の一般会計補正予算、この中での質疑と。この中でも質疑の仕方によってはちょっと私のほうでいろいろと意見を申させていただく場面もあるということでのご了承いただきたいと思います。

それでは、災害対策本部がなぜ4日間だったのかという、この1点についての質疑ということで答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの清水議員のご質疑でございますが、災害対策本部を、私は東京に行くのを差し控えて、この現場にいながら陣頭指揮で早速つくらせていただきました。それはなぜ4日間かというご質疑でございますけれども、その間においては十分な支援を受けて、バス路線の再開を見たということでございます。そして、災害対策本部を設置することによって開発局並びに北海道のほうにも連絡するものですから、それに対応する組織がそちら、北海道並びに開発局に付設され

ることになります。私どもの対策本部の設置が長引きますと、対応する部隊を向こうのほうでは対応するために待機ということになるものですから、そのようなご迷惑は余り続けたくないということ、そしてまた庁内において準備会、準備組織というものは、対策本部並みの組織を設置しておりましたので、すぐに対応できるという体制を整えた上での一応建前上の本部の解散ということですが、実質的には私は対策本部を設置を続けたと、庁内における対策も設置を続けたという意識であります。それが解散という話を皆さん方にお伝えしなかった、どうかというのは、それは私はする必要がないということを思ったからで、それは通知しなかったわけですが、実質的には災害対策本部は今でも設置しているような感覚であります。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 やはり雪害の状況なのですが、特に対策本部を設置した後、消防のほうがいわゆる一酸化炭素中毒、家庭におけるFFストーブの排気管が雪に埋まると、あるいは落雪によって窓やベランダが塞がって、全く日が入らないような状況になると。場合によってはそれが家の中に飛び込んでくるという状況が市内に100件、200件では済まないような状況になっていた。つまり場合によっては災害救助法の適用になるかならないかという事態は、逆に2月15日から数日間ではなく、それからどんどん高まっていったというふうに思うのです。それで、市長は災害対策本部は閉じるけれども、それは国や道の同じような本部を設置し続けていることに対して申しわけないということを理由として述べられましたが、一方で準備会というものが対策本部と同じような、同等の効力を持つという説明もされました。私は、同じような効力を持つというふうには思えないのですけれども、準備会と本部会議、同じような意味を持つのであれば、では本部と準備会の違いは一体何なのだとことを思いますが、やはり準備会でなくて、本部の設置をもう少し長くすべきだったというふうに思いますが、お考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの清水議員の再質疑の中には、一酸化炭素中毒等の危険があったはずですから、それらについての対応もすべきだという話がございましたが、それは庁議でも十分話をしましたし、その本部の中でも話をしました。記者懇の中でもマスコミ関係の皆様方をお願いをして、ぜひ啓蒙にご協力ください、またエフエムG's k y等もお願いを申し上げましたし、ホームページ上でも行いました。そのほかにもパトロール等をしながら危険な箇所がないようにということは十分気をつけて行っておりました。それでは、行っている中において、100件、200件というのは、それはあくまでも清水議員の想像であって、確証はないと思います。私どももそれが一件でもないようにということでやっております、消防の派遣が1件だけございましたので、それを中心に気をつけるような啓蒙をしました。それらを行っているだけであって、それで十分私は対応できたというふうに思っておりますし、本部並み、準備会と本部の差というのはほとんどございません。総務がびっしりと行っております。私としては、この本部の解散といいますか、準備会に一段、ワンランク落としたという感覚になろうかと思っておりますけれども、それは間違いのない判断であったと思っています。あくまでもそれは清水議員と私の見解の相違だと思っております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 2月の28日に市内西先回り、東先回り、両路線が部分運休となりました。この原因として、この1週間ぐらい前にバスが150メートル程度お互いに退行した。そのとき乗っていた方が、これ実際に経験をした話ですが、バスの運転手がおりて、そして迂回というか、バスが退避しやすい方向のほうのバスに向かって行って、誘導をして、そしてその間10分ぐらいバスを路上にとめたということを市に、土木課及び秘書室に連絡をいたしました。何とかしてほしいと。ところが、これがきちんと対応されなかったというふうにこの市民の方は言うておられます。案の定、約1週間後の28日に部分運休となったと。市は、慌てて部分運休をしたその後に拡幅に入ったと。もし本部と準備会が同じような状況であれば、こういう対応ではなかったのではないかと。今回電話をしてもある部署でとまるという、こういうことがあったのではないかと、準備会ではやはり弱かったのではないかとという1つの事例を挙げさせていただきましたが、市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまのバスの件につきましては、滝川民報の記事で私も見させて、確認をさせていただいております。ご連絡を受けて、すぐ対応しておりました。しかしながら、なかなかそのバス路線に対して、非常に雪が多いというふうなイメージがあったかもしれませんが、その近隣の付近の皆さん方は道路に雪を出せる、その影響もあつたのではないのかと私は思っておりますけれども、それらについては十分バスが通行できるだろうという判断をそのときはしておりました。ところが、中央バスさんのほうからそれはできないというお話をいただきましたので、急遽排雪、また投雪等行って、バス路線を優先的に行って、バス路線の再開を試みたわけでございます。それは、本部があろうが、準備会であらうが、対策、対応に対しては私は全く間違いなく瞬時といいますか、早急に行くべく努力をしております。それは、別にどちらであらうが市民の皆さん方の安全、そして生活優先のためにするためにはどんな会議であらうと、それよりも優先すべきは、私はすぐ行動すべきだと思っておりますので、会議の格が上だ、下だという問題ではない、すぐに対応することを行っていただければ問題ないと思っておりますし、中央バスさんのほうからも早期にバス路線を再開をいただいておりますので、私は対応に問題はなかったと思っております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 平成30年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針  
議案第 1号 平成30年度滝川市一般会計予算

- 議案第 2 号 平成 30 年度滝川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 号 平成 30 年度滝川市公営住宅事業特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 30 年度滝川市介護保険特別会計予算
- 議案第 5 号 平成 30 年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 6 号 平成 30 年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 7 号 平成 30 年度滝川市下水道事業会計予算
- 議案第 8 号 平成 30 年度滝川市病院事業会計予算
- 議案第 9 号 平成 30 年度滝川市下水道事業会計資本金の額の減少について
- 議案第 14 号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
- 議案第 15 号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
- 議案第 16 号 滝川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例
- 議案第 17 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第 19 号 滝川市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第 20 号 滝川市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 22 号 滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 23 号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 25 号 滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 26 号 滝川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 27 号 滝川市国民健康保険条例及び滝川市基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 28 号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 29 号 滝川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 30 号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例
- 議案第 32 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）
- 議案第 33 号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川中高年齢労働者

福祉センター)

○議長 日程第5、平成30年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題といたしますが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより平成30年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第1号から第8号までの各会計予算、議案第9号、議案第14号から第17号まで、議案第19号及び議案第20号、議案第22号から第30号まで、議案第32号及び議案第33号の予算関連議案、以上26件について一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第1号から第8号までの各会計予算につきましては、後日設置が予定をされております予算審査特別委員会で審査を行うこととなりますので、本日は市政執行方針等の説明並びに予算関連議案の説明までといたします。

平成30年度市政執行方針及び予算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 それでは、平成30年第1回滝川市議会定例会の開会に当たり、私の市政運営の考え方を市民の皆様、市議会議員の皆様へ申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は昨年、地方創生に向けた取り組みとして、新たに「新築住宅助成事業」を実施したほか、学卒者の地元定着の向上を図るため、滝川人材定着推進協議会を立ち上げました。さらに、広域連携では、中空知定住自立圏「しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業」として、首都圏における移住検討者の交流事業や婚活事業、中空知圏域の高校生や國學院大學北海道短期大学部の学生を対象とした合同企業説明会を実施するなど、「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を積極的に推進してまいりました。

また、1期目の公約でもありました、石狩川河川敷パークゴルフ場が7月に正式オープンしたほか、滝川地区広域消防事務組合消防本部・滝川消防署庁舎や老人ホーム緑寿園が完成し、地域の安全・安心の向上、高齢者福祉の充実が図られました。さらに、市営球場のグラウンドも45年ぶりに改修することができました。

そして、昨年、私たちに夢と感動を与え、まちに活気をもたらしてくれましたのが、滝川西高等学校の19年ぶりの甲子園出場でした。全力プレーでスタンドを沸かせた選手たちの姿は記憶に新しいところです。

一方、厳しい財政状況が続く中、平成27年度に策定した「滝川市財政健全化計画」に基づき、事務事業や組織・人件費の見直しなどを行い、より効率的な行政運営に努めてきたほか、歳入確保対策事業を強化し、「ふるさと納税」については、既に平成28年度の実績を上回る状況となっています。

これまでの取り組みが着実に実を結んできていると感じていますが、引き続き、地方創生と財政健全化を両輪として進めていく必要があると考えております。

まず、新年度における市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

これまで、私は各年の展望をあらわす言葉として、「興（おこす）」、「育（いく）」、「動（どう）」、「継（つぐ）」、「気（き）」、「信（しん）」の一文字をそれぞれ掲げ、市政に取り組んでまいりました。本年の展望をあらわす一字は「明（めい）」であります。

先見の明を持って、賢明な判断により滝川市の将来展望を明らかにし、市民の皆様が明るい未来に期待できる笑顔あふれるまちをつくりたいという思いを込めました。あわせて、私の2期目の最終年であり、任期仕上げの年となります。前例にとられない発想と、失敗を恐れない行動力を持ってまちづくりを着実に進めてまいります。

市制施行60年の節目の年に、改めて、現在の礎を築かれた先人の功績をたたえとともに、本市を取り巻く諸課題に取り組み、市民の皆様が希望に満ちて明るい展望を描けるよう、職員ともども一丸となって全力で職務に邁進する決意です。

次に、新年度における施策の基本的な考え方について、7つの柱に基づき、施策の概要を申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

農商工連携事業については、農業分野への企業参入の支援に努めるほか、農業者と民間企業のマッチングを通じて、市場から求められる野菜など付加価値の高い農産物の生産振興を支援します。また、地域で生産された農畜産物や加工品の消費拡大など地産地消を推進するため、引き続き地産地消認定店制度の活用やフェイスブックによる情報発信を行うとともに、商談会や物産展、各種イベントなどを通じて農畜産物や加工品をPRし、販路拡大を図ります。

国の米政策の見直しに対応し、滝川市農業再生協議会を米の需給調整の実施主体として、関係機関と一体となって需要に応じた米づくりを目指すとともに、意欲ある農業者が安定して経営を維持できるよう経営所得安定対策などを着実に実施します。

本市農業の担い手を育成・確保するため、新規就農者の確保や滝川農業塾による農業後継者の育成、農業経営の法人化などを推進します。

農業経営の省力化や低コスト化、ICT化の推進に対応した農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備などを進める道営土地改良事業については、8地区での実施に加え、新たに2地区で調査計画事業に着手します。

国土や自然環境の保全など、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金事業により、農業者等の組織が行う農地、水路、農道などの保全や維持管理などの活動に対し引き続き支援します。

地域産業の振興に向けては、各種ビジネス情報の提供や滝川市産業活性化協議会の助成金制度、たきかわ産業支援相談窓口などの活用により、新分野進出・起業化・販路拡大・新商品開発などの取り組みに対して支援を行います。また、地域未来投資促進法に基づき、昨年国の同意を受けた「北海道滝川市基本計画」をもとに、物流関連分野や農商工連携分野などの地域の強みを生かし、地域経済の成長発展を図ります。

企業誘致の推進については、地域資源を活用できる企業への働きかけや広域的な視点により企業誘致に取り組むほか、地元企業とのビジネスマッチングを含め、情報収集や企業訪問活動を積極的に行います。

雇用の確保については、市内の高校や短大、関係機関などが参画して昨年設立した滝川人材定着推進協議会により、学卒者の地元定着の向上を目指した取り組みを進めます。また、外国人技能実

習制度などの活用促進や、高齢者や女性の雇用拡大への対策についても検討を進め、雇用就業機会の確保に努めます。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり」についてです。

江部乙地域における美しい村づくり事業については、地域資源である「日本一の菜の花畑」や「防風林に囲まれたリンゴ畑」の景観維持を中心に、地域の魅力向上と活性化に取り組む「日本で最も美しい村」江部乙協議会の活動を引き続き支援します。

一般社団法人たきかわ観光協会や観光関連事業者と連携し、菜の花まつりやワイン×ワインフェスタなどの内容充実と集客の向上を図ります。

また、アジア初の開催となる「2018 電動模型航空機世界選手権 in 滝川」の地元受け入れ協議会を支援し、海外から訪れる外国人関係者の受け入れなど、交流人口の増加を目指します。

広域観光の推進については、戦略的に観光事業を推進する日本版DMOの設立を目指して組織された「滝川砂川着地型観光推進協議会」や観光協会などと連携し、外国人の誘客や体験ツーリズムの推進に取り組みます。

外国人観光客や農業技術研修員など、より多くの外客誘致を図るため、外国語表記のパンフレットの整備やSNSによる情報発信など受け入れ環境の充実にも努めます。また、市内外在住の外国人や一般社団法人滝川国際交流協会と連携を図り、各種事業を行うことにより多文化共生を推進し、多様な人々が暮らしやすい環境づくりに取り組みます。

次に、「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

泉町土地区画整理事業については、都市内交通の円滑化と土地利用の増進のため、西二号通改良工事などを実施します。

安全で円滑な道路交通を確保するため、東町386号線などの道路改良舗装工事を実施するとともに、橋梁の長寿命化に向け、「平成橋」などの修繕工事を行い、道路や橋梁の整備・維持に努めます。

公園整備事業については、「つつじ公園」などの老朽化した遊具や公園施設の部材交換により延命化を図るほか、都市公園の適正な配置や緑地の保全に関する将来像、目標、施策を総合的に取りまとめた「緑の基本計画」の改定を行います。

下水道分流化事業については、河川の水質を保全するため、合流式下水道区域の分流化工事を実施します。

「滝川市公共施設マネジメント計画」に基づき、施設利用者を初めとする地域住民とともに各公共施設のあり方について検討し、公共施設の複合化・集約化や官民連携などに取り組みます。

株式会社アニム滝川が進める「栄町3-3地区優良建築物等整備事業」の完了に向けて、国の交付金を活用するなど引き続き支援を行います。

中心市街地への新規出店の促進、新たな商店街の魅力発信などを推進するため、「店舗リノベーション支援事業」、「若者連携商店街魅力アップ事業」に引き続き取り組みます。

滝川版マルシェについては、滝川商工会議所の滝川版マルシェ検討特別委員会を取りまとめている基本構想に基づき、官民一体となって実現の可能性について検討します。

人口や世帯数の減少、空き家の増加、住宅ストックの老朽化など、住生活に直面する課題に対応するため、今後10年間を見据えた「滝川市住生活基本計画」、「滝川市公営住宅等長寿命化計画」、「滝川市耐震促進計画」に基づき、住宅ストックの適正管理を推進します。

公営住宅事業については、建てかえ整備による居住環境の向上を図るため、緑町団地2棟12戸に加え、東町団地1棟30戸の建てかえ工事に着手します。

また、安全・安心な住宅ストックを形成するため、住宅の耐震化を促進する「住宅改修補助事業」のほか、子育て世帯の住環境の充実を図るため、優良な住宅ストックの有効活用を促進する「住み替え支援補助事業」を継続します。さらに、移住・定住の促進、高品質な住宅の建築促進と地域経済の活性化を目指し、一戸建て住宅の建築・購入を支援する「新築住宅助成事業」を継続します。

次に、「誰もが住みよい安全安心なまちづくり」についてです。

滝川市バリアフリー基本構想に基づき、交通結節点の強化とバリアフリー化の推進に向けて、引き続き北海道と連携して滝川駅前広場整備事業に取り組みます。

また、大町1丁目通り線については、平成29年度に引き続き、歩道部分の勾配改良や透水性舗装などバリアフリー化の改良事業を実施し、事業計画区間の完了を目指します。

JR北海道の鉄道事業の見直しに伴い、「当社単独では維持することが困難な線区」と位置づけられたJR根室本線の維持・存続に向けては、4市2町1村で構成する根室本線対策協議会において、今後もさまざまなシミュレーションを想定した協議を重ねつつ、道内全体の交通体系のあり方を踏まえるとともに、国や北海道の動向に注視しながら持続可能な公共交通の確保に向けて検討を進めてまいります。

新年度からスタートする「第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」については、自立支援・重度化防止等の介護予防の取り組みなどを推進するため、地域における介護予防拠点・住民主体の通いの場としての「いきいき百歳体操教室」の運営支援を強化します。また、高齢者の住みなれた場所での生活を支援するため、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策などの各種事業を引き続き推進します。

平成29年度に策定した「滝川市障がい者計画」、「第5期滝川市障がい福祉計画」に基づき、障がいのある方が地域において自立した日常生活・社会生活を送ることができるように総合的な障がい福祉施策を進めます。

北海道医療大学との連携については、包括連携協定に基づき、コミュニティワーク実習や各種研修事業などを継続するとともに、「北海道医療大学・滝川市連携推進協議会」を通じて、相互の資源を生かした連携を進めます。

市立病院においては、医師確保や医療機器の更新のほか、7対1看護体制の維持に努めるなど、地域の基幹病院として安全・安心な医療を提供するとともに、経営改善に向け、「滝川市立病院経営計画」に基づく取り組みを着実に進めます。

生活習慣病の早期発見・重症化予防のため、国民健康保険については、被保険者を対象に特定健診未受診者への勧奨を積極的に実施するとともに、後期高齢者医療保険については、受診可能な医

療機関の拡大や受診に係る自己負担額の無料化により、健診受診率の向上に努めます。また、保健師などが受診結果に応じて、個別フォローアップを行います。

平成29年度に策定した「第2次健康たきかわ21後期アクションプラン」に基づき、さらに市民の健康意識を高め、健康寿命を延ばすため、生涯を通じた健康の基礎づくりや生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防など、ライフステージに応じた取り組みを推進します。

滝川消防団第五分団詰所については、平成30年度に竣工し、地域防災拠点の機能を強化します。また、江部乙地域の安全、安心な救急体制の充実を図るため、江竜支署の高規格救急車を更新します。

全国各地で頻発・激甚化する大水害に備えるため、「石狩川下流域外減災対策協議会」や石狩川滝川地区水害タイムラインに引き続き参画するとともに、国が主体となる流域タイムラインについても連携するなど、多様な関係者との連携を構築することで防災力の強化を図ります。

また、災害ボランティアの能力を最大限に発揮し、被災地の復興に生かされるよう、社会福祉法人滝川市社会福祉協議会などと、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協議を進め、防災協定の締結を目指します。

水防法改正により洪水のリスクが高い地域にあるとされた要配慮者利用施設については、避難行動計画の策定が義務化されたことを受け、関係施設に対して策定の呼びかけや、技術的支援を行います。また、避難所の適正化を図るための見直しに着手するほか、避難行動と避難所運営に着目した防災訓練を実施し、地域との連携により「逃げおくれ」ゼロの実現を目指します。

次に、「未来へはばたく子供たちを育むまちづくり」についてです。

國學院大學北海道短期大学部との連携については、國學院大學北海道短期大学部修学奨励金などの奨励金制度を継続するほか、引き続き「國學院大學北海道短期大学部に関する地域連携協議会」において学生確保や地元への就職促進策の協議を進めます。

グローバル社会を生きる子供たちの英語技能を高めるため、英語能力の把握を目的とした「英検I B A」の受験料を助成し、実用英語技能検定資格保持者数の増加を目指すとともに、授業の改善に取り組みます。あわせて、ALTによる語学指導の推進、英語ルームの有効活用などにより児童生徒の英語力向上を図ります。

安心して子供を産み育てたいと思う市民の希望を実現できるよう、母子保健と子育て支援のサービスを一体的に提供する「子育て世代包括支援センター」の10月の開設に向けて準備を進めます。また、妊娠・出産・子育てにかかる負担軽減のため、妊婦健康診査に係る助成、一般不妊治療・不育治療への助成を継続し、支援体制の充実を図ります。

平成31年度に建てかえを予定している二の坂保育所については、建設予定地の旧サイクリングターミナルを解体するとともに、設置主体となる社会福祉法人滝川市社会福祉事業団による施設整備への着手と事業が円滑に進むよう支援します。

次に、「市民が活躍するまちづくり」についてです。

男性・女性とも人権が尊重される社会の実現や、あらゆる分野での女性の活躍を促進するため、平成30年度から5年間の具体的な取り組み内容を示した「滝川市男女共同参画推進計画」を実行

します。

農村環境改善センターに江部乙地区コミュニティセンターの機能を集約し、江部乙地域におけるコミュニティ活動の拠点として、情報発信や3世代交流など魅力ある地域づくりを進めるため、地域住民による懇談会を設置し、必要な機能の配置と改修事業などを盛り込んだ基本計画を策定します。

2年目のシーズンを迎える石狩川河川敷パークゴルフ場については、1年目の実績と課題を踏まえ、引き続き大規模大会の誘致を進めるとともに、周辺施設との連携を強化して利用者の増加を目指し、より利用しやすい健康づくりの場、コミュニティづくりの場として運営してまいります。

次に、「効率的な行政運営によるまちづくり」についてです。

財政健全化計画に基づき、着実に事務事業や組織・人件費の見直し、歳入確保対策を進め、平成31年度までに財源補填に当たる基金繰り入れを行わないことを目指し、持続可能な財政運営に向けて取り組みます。

第三セクターの経営改善については、(株)滝川振興公社と(株)滝川グリーンズを合併し、引き続き、経営健全化を促進します。

平成30年度からの国民健康保険の財政運営主体が都道府県に移管される「都道府県単位化」に伴い、国民健康保険事業費納付金制度とあわせ、累積した赤字を解消するため、国保財政健全化を目指した適正な賦課に努めます。

下水道使用料については、現在の使用実態に即した適正な使用料体系となるよう、見直しを行います。

一般廃棄物最終処分場については、「嵩上げ」の手法による延命化計画に基づき、生活環境影響調査などを行います。

ふるさと納税が平成29年度に目標としていた1億5,000万円を超える結果となったことを受け、地元事業者を活用した返礼品のさらなる拡充や、首都圏でのPR事業の継続実施のほか、新たなふるさと納税サイトの検討、返礼品の新商品開発などに取り組み、今後も寄附者のニーズに応えられるよう、ふるさと納税事業の充実強化に努めます。

定住自立圏については、平成29年11月に改定した「中空知定住自立圏共生ビジョン」に基づき、個別の連携事業を実施するとともに、「中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会」などの協議の場において、成果指標の達成状況などから取り組みの成果を検証し、新たな取り組みの可能性やビジョンの見直しについて検討します。また、平成31年度以降の次期ビジョンの策定に向けた協議をあわせて進めます。

中空知衛生施設組合が運営する滝の川斎苑については、改築基本計画に基づき、建築実施設計などを行います。

以上、市政運営につきまして、私の所信を申し上げます。

市民の皆様、市議会議員の皆様との信頼関係を構築しながら、市民の皆様の思いに応えるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひともお力添えをいただきますよう心からお願いを申し上げます。

次に、平成30年度各会計予算案の大綱について、ご説明申し上げます。

平成30年度は、「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「滝川市財政健全化計画」の4年目の予算となります。健全な財政運営の実現を目指すとともに、将来に向けた投資を図るなど、効率的かつ効果的に編成したものです。

現年収納率97.9パーセントを目標とした市税の確保のほか、事務事業の見直し、組織・人件費の見直し、歳入の確保対策など財政健全化計画に掲げる内容を的確に反映し、市政執行方針で申し上げた7つの柱に基づき、予算を計上しました。

この結果、一般会計198億4,000万円、特別会計107億647万円、下水道事業会計支出29億476万円、病院事業会計支出77億767万円となり、各会計の歳出総額は411億5,890万円で、平成29年度予算と比較して、0.3パーセントの減、金額では1億435万円の減となりました。

次に、会計別の概要を申し上げます。

一般会計におきましては、前年度に対して4,500万円減となる予算としましたが、地域経済の活性化を図るため、道路新設改良事業などの実施、将来に向けた投資として、二の坂保育所建てかえ予定地の旧サイクリングターミナルの解体工事の実施、教育環境の充実として、市内小中学校へのタブレット端末の配備などを盛り込むことにより、予算額198億4,000万円で、前年度比0.2パーセント減となっています。

性質別に見ますと、人件費については、組織・人件費の見直しなどにより、予算額34億3,589万円で、前年度比1.8パーセントの減、物件費は、公有財産購入費の増などにより、予算額21億1,565万円で、前年度比1.2パーセントの増、扶助費は、児童扶養手当の減などにより、予算額36億9,037万円で、前年度比0.6パーセントの減、建設事業費は、栄町3—3地区優良建築物等整備事業補助の減などにより、予算額6億7,915万円で、前年度比15.2パーセントの減、公債費は、計画的な借り入れの成果などにより、予算額19億401万円で、前年度比3.6パーセントの減となっています。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、財政運営主体が北海道に移管となるため後期高齢者支援金の減などにより、予算額50億1,957万円で、前年度比9パーセントの減、公営住宅事業特別会計におきましては、住宅建設費の増などにより、予算額8億6,924万円で、前年度比14.5パーセント増、介護保険特別会計におきましては、保険事業勘定は、保険給付費の増などにより、予算額40億8,939万円で、前年度比3.5パーセント増、介護サービス事業勘定は、一般会計繰出金の減などにより、予算額7,828万円で、前年度比11.0パーセント減、介護保険特別会計総体では、予算額41億6,767万円で、前年度比3.2パーセント増、後期高齢者医療特別会計におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増などにより、予算額6億1,380万円で、前年度比4.9パーセント増、土地区画整理事業特別会計におきましては、西二号通の工事費の減などにより、予算額3,618万円、前年度比20.2パーセント減、下水道事業会計におきましては、公共下水道新設工事費の増などにより、支出額29億476万円で、前年度比3.7パーセント増、病院事業会計におきましては、企業債償還金の増などにより、支出額

77億767万円で、前年度比1.0パーセント増となりました。

次に、普通建設事業費の全体予算について、各会計ごとにご説明申し上げます。

一般会計では、道路新設改良事業費3億1,307万円、滝川西高等学校トイレ等改修事業費5,591万円などを含め、総額で6億7,915万円、公営住宅事業特別会計では、4億7,943万円、土地区画整理事業特別会計では、2,100万円、下水道事業会計では、6億8,022万円、全体で前年度比13.1パーセント増の18億5,980万円を計上しました。

引き続き、施策の主なものについて、ご説明申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

農業を起点とした元気な地域産業づくりについては、農業分野への企業参入支援や販路拡大を行うため、農商工連携推進事業費90万円を計上しました。

持続可能な農業のための生産基盤・体制の確立については、農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備のため、道営土地改良事業負担金286万円、道営土地改良事業計画樹立事業負担金53万円、農地・水路・農道などの適切な保全管理を行う地域組織の活動を支援するため、多面的機能支払交付金1億3,411万円を計上しました。

力強い産業の育成・雇用の確保については、「外国人受入環境整備推進事業」や「リンゴを核とした6次産業化」など各事業の推進を図るため、「地域おこし協力隊員」計4名分1,593万円、任期満了を迎える地域おこし協力隊員の起業を支援し、地元定着を促進するため、地域おこし協力隊員起業経費補助金300万円、産業振興・雇用創出・地域経済活性化の取り組みを支援するため、滝川市産業活性化協議会負担金330万円を計上しました。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり」についてです。

地域みずから取り組む地域振興事業の推進については、江部乙地域の魅力をより一層向上させる活動を支援するため、「日本で最も美しい村」江部乙協議会交付金150万円を計上しました。

集客・交流事業の推進については、地域のすぐれた観光資源を生かし、観光事業の振興を図るため、たきかわ観光協会補助金1,005万円を計上しました。

広域観光の推進については、地域が主体となって戦略的に観光事業を推進するため、滝川砂川着地型観光推進協議会負担金50万円を計上しました。

次に、「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

コンパクトで機能的な都市の形成については、公園・緑地の適正な配置や保全に向けて、緑の基本計画を見直すため、緑の基本計画策定費600万円、都市環状軸の形成に向けた都市計画街路3・4・15号西二号通の整備を実施するため、泉町土地区画整理事業費2,100万円、町内会などが管理している街路灯のLED灯への切りかえを促進するため、街路灯設置費補助金1,427万円、滝川警察署の改築に関連し、既存施設の解体工事等を実施するため、緑町学生会館除却等事業費8,380万円、市内経済の状況を考慮し、地域経済への波及効果の高い公共事業を実施するため、普通建設事業費18億5,980万円を計上しました。

にぎわいのある中心市街地の活性化については、中心市街地の再生に向けて、栄町3-3地区における民間主導の再開発事業を支援するため、栄町3-3地区優良建築物等整備事業補助金3,6

00万円、出店者の初期投資を軽減することで、空き店舗の流動化を促進するため、店舗リノベーション支援事業補助金170万円を計上しました。

住宅ストックの適正管理については、移住・定住と高品質な住宅建築などを促進するため、新築住宅助成事業補助金1,980万円、安全・安心な住宅ストックの形成に向け、耐震化工事を促進するため、住宅耐震改修支援事業費1,100万円、既存住宅ストックの有効活用により子育て世帯を支援するため、住宅住み替え支援事業補助金935万円を計上しました。

次に、「誰もが住みよい安全安心なまちづくり」についてです。

バリアフリー化の推進については、道路特定事業計画に基づき、市道のバリアフリー化を推進するため、歩道バリアフリー化事業費1,100万円を計上しました。

市内公共交通の充実については、JR北海道の路線見直しに伴い、根室本線対策協議会において維持存続に向けた検討を行うため、根室本線対策協議会負担金15万円を計上しました。

地域福祉・自立支援の充実については、地域における介護予防拠点・住民主体の通いの場づくりを推進するため、地域体操教室支援事業費339万円、高齢者の社会参加活動や介護予防活動を推進するため、支えあい・いきいきポイント事業費355万円を計上しました。

災害に強いまちづくりについては、老朽化し耐震基準を満たさない現在の詰所を建てかえるため、滝川消防団第五分団詰所建設工事負担金35万円、江部乙地域の安全・安心な救急体制の充実を図るため、滝川消防署江竜支署高規格救急車更新事業負担金38万円を計上しました。

次に、「未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり」についてです。

滝川市で教育を受けさせたいと思われる環境づくりについては、より安心で快適な学校環境を整備するため、滝川第一小学校放送設備改修事業費216万円、滝川第二小学校児童正面玄関階段等改修事業費218万円、西小学校廊下及びプレールーム等床改修事業費218万円、西小学校二線校舎解体事業費2,270万円、小・中学校教室はり型改修事業費465万円、江陵中学校体育館屋上防水等改修事業費420万円、明苑中学校体育館床等改修事業費1,672万円、滝川西高等学校トイレ等改修事業費5,591万円、タブレット端末を導入し、ICTを活用した効果的な授業を展開するため、小・中学校パソコン教室機器更新事業費1,970万円、グローバル社会を生きる子供たちの英語技能を高めるため、英検IBA受験料助成事業費32万円、就学機会の拡大とあわせて地域人材の定着などを目指すため、國學院大學北海道短期大学部修学奨励金1,300万円、國學院大學北海道短期大学部連携事業補助金150万円を計上しました。

滝川市で子育てしたいと思われる環境づくりについては、二の坂保育所の建てかえに向けて、建設予定地の旧サイクリングターミナルを解体するため、旧サイクリングターミナル解体事業費4,480万円、不妊・不育症の治療費用の助成により少子化対策の推進を図るため、不妊治療支援事業費200万円、安全・安心な出産をサポートするため、妊婦健康診査支援事業費2,303万円を計上しました。

次に、「市民が活躍するまちづくり」についてです。

市民が生きがいを持って活躍する地域づくりについては、市民の健康増進、世代間交流、地域コミュニティの醸成などを推進するため、石狩川河川敷パークゴルフ場運営管理事業費3,398万

円、美術自然史館の企画展示を行うため、企画展事業費92万円、若者を初めとした新たな担い手がまちづくりに参加しやすくするため、市民が活躍するまちづくり活性化事業補助金100万円、市制施行60年を記念して開催される記念式典・協賛事業の実施のため、市制施行60周年記念事業実行委員会交付金100万円を計上しました。

次に、「効率的な行政運営によるまちづくり」についてです。

公共施設の一元管理については、滝川市公共施設マネジメント計画に基づき、持続可能な公共施設運営を図るため、公共施設修繕事業費1,614万円を計上しました。

一般廃棄物最終処分場嵩上げ整備については、一般廃棄物最終処分場の延命化を図るため、一般廃棄物最終処分場施設整備調査等事業費569万円を計上しました。

滝の川斎苑の改築工事については、施設の老朽化による改築に向け実施設計を行うため、滝の川斎苑改築実施設計負担金1,467万円を計上しました。

第三セクターの合併については、滝川振興公社と滝川グリーンズの合併に伴い貸付金を一本化することにより、一時的に滝川振興公社への貸付金が増額となりますが、引き続き個別事業の見直しや経費節減などによる経営改善を促進し、第三セクターの経営を支援するため、滝川振興公社貸付金6億8,500万円を計上しました。

次に、これらに見合う平成30年度一般会計歳入の主なものについてです。

市税については、個人市民税、法人市民税は、平成29年度決算見込みを踏まえて前年比増額で見込みましたが、固定資産税・都市計画税は、平成30年度が評価がえの年度であることから、減額を見込み計上しました。

また、収納率については、現年分97.9パーセント、滞納繰り越し分10.7パーセント、合わせて89.0パーセントを確保する予算としたところ、市税全体では、対前年1,443万円増の42億8,610万円、地方交付税については、普通交付税、特別交付税と合わせて、対前年2億9,296万円減の67億2,844万円、ふるさと納税による寄附金については、平成29年度決算見込みを踏まえて、対前年5,000万円増の2億円、その他の歳入としまして、国庫支出金29億3,365万円、道支出金11億2,184万円、市債10億4,529万円を計上しました。

基金繰入金については、対前年1億280万円減の2億5,706万円を計上しております。

以上、平成30年度の各会計予算の大綱について、申し上げます。

厳しい財政運営の中ではありますが、予算計上に当たっては、継続事業に一定の配慮を行ったほか、将来にわたり市民の皆様が安心して暮らせるまちの実現に向けた取り組みに十分配慮したところであります。

市民の皆様、市議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、慎重なるご審議と適切なるご決定をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

なお、誤読、数字の読み間違いなどがございましたら、お手元にお配りをさせていただいている文書が正しいものでございますので、ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議 長 次に、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

○教 育 長 平成30年度の教育行政の基本的な考えと重点施策について申し上げます。

新学習指導要領が平成29年3月に告示され、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等、社会が加速度的に変化する新しい時代に求められている資質・能力を育むための「社会に開かれた教育課程」の実現が示されました。よりよい学校教育を通して、よりよい社会をつくるという理念をもとに、学校教育と社会教育のより密接なかかわりが求められています。

大きく変化し続け、予測困難な社会において、持続可能なまちづくりを推進するため、ふるさとや地域に誇りを持ち、自立し、力強く未来を拓くという人づくり、生涯にわたり生きがいを持って活躍できる環境づくり、学校、家庭、地域が連携・協働して、社会総がかりで子供を育成する仕組みづくりが重要です。

教育委員会といたしましては、教育大綱及び教育推進計画で定めた「未来を拓く『たきかわっ子』の育成」と「誰もが学び、誰でも参加のできる環境づくり」という2つの基本理念に基づき、市民の期待に応え、信頼を得られるよう、教育の一層の振興と充実に向けて、教育行政を推進してまいります。

初めに、「学校教育について」申し上げます。

児童生徒の学力の実態と課題を把握し、改善策などを計画的に実施するため、「学力向上プラン」を作成するとともに、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業実践によって、基礎的・基本的な知識や技能の定着と身につけた知識・技能を活用する能力を育成し、学力向上に取り組みます。

小学校外国語科（外国語活動）の先行実施に伴い、外国語指導助手（ALT）を効率的に活用して、児童の国際感覚を磨き、異文化を理解する力を育成します。

外国語教育にかかわる小中高の学びの連続性を踏まえ、滝川西高等学校生徒を運営スタッフに加え、小中学校を対象とした「イングリッシュ・デイキャンプ」を実施し、英語によりコミュニケーション意欲・能力の向上を図ります。

英語ルームに準2級レベルの実用英語技能検定問題集を配備して学習の場としての機能を強化するとともに、ALTとの放課後学習を実施するなど、効果的活用を通して、外国語教育の充実に取り組みます。

「英語能力判定テスト（英検I B A）」の受験料を助成して、生徒がみずからの英語力を把握できる機会を提供するとともに、千歳科学技術大学と連携した「英検eラーニング」による自学自習システムを導入し、生徒の英語技能の向上と資格取得を促進させます。

児童生徒一人一人の学習の理解度や興味・関心が高まり、きめ細やかな指導と見守りを図るため、市独自で導入している小学校3・4年生「少人数学級実践事業」を引き続き推進するとともに、小学校高学年における少人数学級拡充に向けた検討を進めます。

小学校高学年や中学1年生を中心とする学習指導や個別の支援を要する児童生徒の学校生活をサポートするため、「学びサポーター」を配置します。

家庭での学習習慣の定着を図るため、学習の内容や目安等をまとめた「家庭学習の手引き」を活

用し、子供の学習意欲を支える環境づくりへの啓発を推進するとともに、外部人材やチャレンジテストを活用した児童生徒の放課後や長期休業中の学習機会を拡充します。

児童生徒に命を大切に作る心や倫理観・規範意識を育むため、道徳科授業の効果的な指導のあり方について検証する市独自の「道徳教育推進事業」を引き続き実施し、研究成果を教職員に発信するとともに、学校と家庭・地域が一体となった双方向型の道徳科授業を推進します。

いじめの未然防止、児童生徒の問題行動の実態把握と早期発見・早期対応を図るため、年2回の「いじめ実態調査」によるきめ細やかないじめの把握と教育相談体制の確立及び情報共有を進めるとともに、「絆づくり成果交流会」を主軸とし、小中連携したいじめのない学校づくりに主体的に取り組む児童生徒の活動を支援します。

市内事業所と協働した「キャリア教育」を推進し、望ましい職業観・勤労観を育むとともに、ふるさとで生きることへの児童生徒の思いを深め、豊かな人間性、社会性を育成します。

東小学校において、北海道教育委員会の「学校力向上に関する総合実践事業」に取り組むことを通して、全校が1つのチームとなった包括的な学校改善を推進して「学び続ける学校」のモデルを提示し、実践の成果を市内小中学校に広げるとともに、業務の効率化や人材育成に取り組みます。

校内研修や日常の授業改善、不登校児童生徒への対応等、学校の抱える教育実践上の諸課題を解決するため、指導主事の学校訪問による学校と一体となった教育指導を充実させます。

教職員が、豊かな人間性や社会性、高い指導力と技能を身につけ、専門職員として資質・能力の向上を図ることができるよう、授業力や教科の指導技術向上、教育上の今日的課題解決のための研修会への参加促進に努めます。

個別の支援を必要とする児童生徒の学校生活の安定のため、「特別支援学級支援員」を配置し、日常の学校生活の介助や学習活動のサポートなど、きめ細やかな指導と支援を充実させるとともに、幼児期から学業期までの支援の円滑な接続を図る取り組みを行います。

障がいのある子供一人一人のニーズを把握し、適切な指導及び支援を行うため、滝川市教育支援委員会による子供や保護者に寄り添った教育相談の実施と望ましい就学の場の検討を行うとともに、市長部局の福祉担当と連携して「個別の教育支援計画」を作成するなど、早期からの一貫した教育相談・支援を行います。

明苑中学校において、北海道教育委員会の「中1ギャップ問題未然防止事業」に取り組むことを通して、校区の小学校との間に「中1ギャップ検討委員会」を設置し、児童が学習環境や生活環境等の変化にスムーズに適応できるよう、児童生徒の人間関係づくり能力の育成や小・中学校間の連携促進、家庭や関係機関との情報共有など、中1ギャップ問題の解消に取り組みます。

児童生徒の学校生活における不安や悩み、保護者等からの相談に対する助言と支援を充実させるため、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」と連携した教育相談を積極的に行います。

不登校や学校になじめない児童生徒の学校復帰に向けて、「適応指導教室」において学習のおくれを取り戻す指導や多様な体験活動を通じた社会性・コミュニケーション能力の向上に取り組むとともに、協定を結んでいる赤平市、新十津川町との連携・情報共有を推進します。

「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学校を核とした地域の教育力を高め、地域を生かした多様な教育活動の充実と教師が児童生徒と向き合う時間の拡大を図るため、学校・家庭・地域との連携、協働による「コミュニティ・スクール」の導入に向けて、先進的な自治体の実践事例を参考にしながら準備を進めます。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続と連携を図るため、「市内幼稚園・保育所・小学校連携推進研修会」を滝川幼稚園で開催するとともに、「小学校入学に係る引継ぎ会」などの情報交換会を開催します。

家庭環境や心身・発達の障がいなど、子供を取り巻く諸課題の解消に向けた支援方策の検討を進めるため、家庭児童相談室、こども発達支援センター等と情報共有を行うなど、子育て支援施策との連携を強化します。

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を主体的に身につけることができるよう、学校給食における食に関しての指導や生産者の協力を得て地場食材の学習、交流給食を通して食に対する感謝の気持ちや理解が深まるよう、食育を推進します。

安全・安心な学校給食を提供するため、給食用食器の計画的な更新を江陵中学校・滝川第二小学校・江部乙共同調理場から順次進めます。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から、総体的に「走力」に課題があることから、滝川市教育振興会による体力向上事業の実施により、運動の基本である「走る」ことを意識した運動を重点的に行うなど、市全体で「走力アップ」にかかわる取り組みを推進します。

虫歯予防のため、小学校全学年を対象に実施しているフッ化物洗口を、中学1年生まで拡大し、歯と口腔の健康づくりを推進します。

小・中学校の適正配置については、義務教育の機会均等や教育水準の維持・向上が図られるよう十分な検討を進めます。

学校施設の整備については、明苑中学校体育館床改修工事及び屋外非常用階段改修工事、滝川西高等学校トイレ等改修工事及び給油施設等改修工事を実施するほか、施設の適正な管理のため、計画的に改修を実施するなど、安全・安心な教育環境の確保を図るとともに、施設の安全点検を定期的に行います。

小中学校のパソコン教室の全てのパソコンが更新時期を迎えることから、タブレット型パソコンに更新し、授業の質的向上はもとより、さまざまな学習場面において効果的な運用に努めます。また、ICT等を活用した教職員の授業力向上のため、教職員向けにタブレット端末の効果的な活用方法を学ぶ研修会を実施し、実践的なスキルの育成に努めます。

滝川西高等学校については、職業学科を再編し、新学科「情報マネジメント科」として、これからのグローバル化社会に必要とされる高度な専門性とマネジメント能力を備えた、将来のビジネスリーダーとして地域社会を担う人材を育成するため、新科目の「プログラミング」や「情報マネジメント」により、学科の特色づくりや指導内容の充実に取り組みます。

普通科においては、進路や適性に応じ、大学入試等に対応した選択科目による学習環境を整え、一人一人の生徒の能力を伸長させ、「普職併置校」としての特性を生かした教育を推進します。ま

た、「文武両道」を実践するため、学習活動に加えて、部活動や課外活動の充実を図ります。

国際理解教育については、姉妹校であるアメリカ・ロングメド一高校、並びに交流提携校であるスウェーデン・ヴィトフェルスカ高校との短期留学交流の継続や、国際的な視野を広めるためのグローバル講演会を実施し、文部科学省の「スーパー・グローバル・ハイスクール（SGH）・アソシエイト校」の指定を生かした教育実践を推進します。

英語教育については、生徒の英語力やコミュニケーション能力の向上を図るため、少人数指導、オール・イングリッシュによる授業、2名の外国語指導助手（ALT）の活用、英語でのプレゼンテーションなど、英語の4技能（読む・聞く・話す・書く）をバランスよく習得できるような授業を展開します。

また、英語科の授業を改善するため、本校の取り組み状況等を、道内の中学校・高等学校教員等へ情報提供し、公開授業や講演会などのセミナーを開催します。

キャリア教育については、ガイダンス機能を充実させ、キャリアプランニング能力を養うとともに、進路講習・合宿講習・検定講習等による学習指導、面接指導・小論文指導を含めたきめ細やかな指導により、多様な進路実現を支援します。

高大連携事業については、進学先で何を学ぶかを明確に意識させるため、國學院大學北海道短期大学部等と連携し、職業論・小論文講義等の大学体験講座、保育実習に向けた乳幼児の発達や保育者のあり方の講義、大学での学びを知るための説明会などを実施します。

次に、「社会教育について」申し上げます。

急速に進む情報化社会の中で、子供たちが巻き込まれてしまう可能性のあるネットトラブルを回避、解消するため、学校や地域、関係機関等と連携して、情報収集に努め、防止に向けた啓発等に取り組めます。

子供たちの健全育成と地域全体で子供を守り育てる環境づくりを推進するため、各地区青少年育成会等が実施する通学合宿などの体験事業や、通学路での見守り活動を支援します。

幅広い年齢層に応じた学習機会を提供するため、滝川生涯学習振興会との連携を深め、特に、これまで市で実施してきた高齢者学級事業「福寿大学」の役割を主体的に担ってもらい、高齢者が今まで以上に広がりを持てる学習環境づくりを進めます。

質の高い音楽や演劇などの鑑賞体験を通して子供たちの豊かな心や感性を育むため、引き続き小学校においてアウトリーチ事業を実施します。

市民の芸術鑑賞・発表機会の充実のため、ことし設立70年を迎えた滝川市文化連盟及び関係団体と連携し、各種文化事業の実施及び支援を行います。

美術自然史館では、北海道150年及び滝川市制施行60年の節目の年に、空知地方の開拓の基礎をつくった高畑利宜の功績及び高畑と交流のあったアイヌ民族の文化を通して、ふるさと滝川さらには石狩川流域の歴史を顧みる機会を提供するため、企画展「高畑利宜のイシカリ探検とアイヌ美術の世界」を開催します。

こども科学館では、子供たちの科学への関心を高めるため、各小学校に年2回出向き、実験や工作などを行う「土曜リカひろば」や児童センターへの出前講座等を初めとするアウトリーチ事業に

も引き続き取り組みます。

生涯学習と地域の情報拠点としての図書館については、高齢者や障がい者の利用促進を図るため、蔵書やサービスの充実に努めます。また、市民の調査・研究や課題解決に役立った図書館として活用してもらうため、市民のニーズに合ったテーマや質問の多い課題などのリストや調べる手順などを示したチラシを作成し、市民に情報発信するとともに、北海道内・外の図書館や各種団体・機関との連携をさらに強化し、魅力ある図書館づくりを推進します。

子供の読書活動については、豊かな読書体験を通して健やかに成長していけるよう、読書環境の整備や読書活動を推進し、子供たちの読書の習慣化を図ります。また、学ぶ力や考える力を育むため実施した「滝川市立図書館を使った調べる学習コンクール」は、子供たちの興味や疑問をみずからの力で解決する楽しさや、図書館が本を読む、借りる場だけでなく、調べたり、司書に質問をしながら、学習ができる場であるという考え方が、少しずつ定着し始めていることから、子供たちの興味・関心を喚起するような魅力ある「調べる学習体験講座」を開催するなど、調べ学習を支援する体制を充実します。

最後に、「スポーツの振興について」は、スポーツ活動を通して健康増進、多世代交流などを推進するため、2年目を迎える石狩川河川敷パークゴルフ場のさらなる活用、たきかわコスモスマラソン、えべおつ丘陵地マラニックなどのイベントの開催、滝川市体育協会及び各団体の実施する大会等の支援を行います。

スポーツにおけるノーマライゼーションを推進するため、小学校におけるアダプテッドスポーツの出前授業を継続するほか、市民と選手が交流する機会を提供できるよう取り組みます。

教育委員会といたしましては、予測困難な未来を主体的に生きる人づくり、みずから学び成長を続ける生涯学習の環境づくりに取り組むとともに、滝川で学び、滝川で育ったことに喜びと誇りを持つことができるよう、そして、生きがいを持って心豊かに暮らすことができるよう、学校、家庭、地域と一丸となって教育行政を推進してまいります。

以上、平成30年度の教育行政執行方針について、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議 長 議案第9号の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 議案第9号 平成30年度滝川市下水道事業会計資本金の額の減少について説明いたします。

下水道事業会計の固有資本金は、企業会計開始時点の資本金であり、特別会計時代の使用料の未収金が含まれております。この特別会計時代の未収金は平成28年度に不納欠損処理を行ったものについて会計上そのままでは固有資本金から整理されないことから、地方公営企業法第32条第4項に基づき、固有資本金の額7億8,516万5,000円のうち791万円を減少し、繰り越し利益剰余金に振りかえ、利益処分を可能とすることで将来の経営安定を図るための財源とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 議案第14号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第14号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明いたします。

滝川市中央老人福祉センターは、滝川市老人クラブ連合会に指定管理者として運営、管理を行っていただいておりますが、平成28年度に公共施設マネジメント計画に基づきあり方を検討する市民会議を開催し、最終報告書の提出をいただきました。これを踏まえた今後のあり方について検討、協議を継続していることから、管理期間については引き続き滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項に規定されている3年を1年とする特例を定めるため、この条例を制定したいとするものです。

施行期日は、公布の日から施行したいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 議案第15号の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第15号、滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る期間の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましても、滝川市産業振興部が所管する滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川に関し、平成30年4月1日から指定管理期間について、指定管理者の手續条例第5条第1項の指定の日から起算して3年の規定にかかわらず、1年としたいとするものでございます。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 議案第16号及び第17号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第16号 滝川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例についてご説明申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、これにより介護保険法の一部が改正されました。その一部の規定について来る4月1日から施行されることから、これまで国の省令に基づき都道府県が条例で定めていた指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について市町村が条例で定めるとされたことから、制定したいとするものです。内容につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について全国一律の水準を確保することが妥当であることから、サービスの提供に関する所定記録の保存期間を国の基準である2年間から5年間とするほかは国の基準と同様の内容とするものです。

次に、主な内容をご説明いたします。議案1ページからごらんください。第1章、総則、第1条から第3条は条例の制定趣旨並びに基本方針等を規定、第2章、人員に関する基準、第4条から2ページ、第5条は事業所に従事する者に係る基準について規定、第3章、運営に関する基準、第6条から10ページ、第31条までは事業内容及び手續の説明、同意、サービス提供拒否の禁止、要介護認定の申請に係る援助、指定居宅介護支援の基本取り扱い方針、運営規程、苦情処理等について規定しております。

10ページをお開きください。第31条の記録の整備は、冒頭申し上げましたように、滝川市独自の基準を規定しております。第2項において記録の保存期間を国の基準である2年間から介護報

酬の請求誤りなどがあった場合、市が5年間返還請求できること、市が監査等を行う場合は2年以上前の記録を確認する必要もあることから、諸記録の保存期間を5年間と規定するものです。

第4章、基準該当居宅介護支援に関する基準、第32条は第3条及び第2章、第3章の規定を基準該当居宅介護支援の事業に準用する規定でございます。

第5章、補則、第33条は施行細目を規定、附則として、第1項は条例施行日を平成30年4月1日とし、第15条第20号の規定は平成30年10月1日としたいとするものです。

第2項は第5条第2項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までは介護支援専門員を第5条第1項に定める管理者とすることができる猶予期間を規定、第3項は第31条第2項において記録の保存期間を国の基準、2年間から市独自の5年間とすることに伴う経過措置を規定したもの、第4項は滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部改正ですが、当該条例において国の省令を引用していることから、提案条例の制定にあわせ文言の整理を行いたいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第17号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、一部を除き、来る4月1日から施行されるため、必要となる条文の整備を行うべく滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例及び滝川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例を改正したいとするものです。

次に、主な内容をご説明いたします。議案の1ページからごらんください。第1条は、滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正するもので、指定地域密着型通所介護において共生型地域密着型サービスに関する基準を追加、定期巡回、随時対応型訪問介護、看護においてオペレーターに係る基準の緩和と介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和と同一事業所内だけではない地域のサービス提供の推進、夜間対応型訪問介護においてオペレーターに係る基準の緩和、療養通所介護及び認知症対応型通所介護において定員数の見直し、看護小規模多機能型居宅介護において指定基準の緩和とサテライト型事業所の基準を創設、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護において身体的拘束等の適正化のために運営基準に対応を規定、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において身体的拘束等の適正化の規定と入所者の病状急変に備えるための対応方針の策定義務を追加、そのほかとして介護医療院の創設に伴う文言整理と病床を有する医療機関の転換等に係る特例措置について関係規定を改正するものです。

議案7ページ、下段からごらんください。第2条は、滝川市指定介護予防支援等の事業の人員及

び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正するもので、障がい福祉制度に係る事業者との連携の確保、公立中正なケアマネジメントの確保、医療と介護の連携強化として入院時における担当ケアマネージャー氏名等の入院先医療機関への提供、利用者の状態等の主治医等への伝達、主治医等へのケアプランの交付について関係規定を改正するものです。

附則については、条例施行日を平成30年4月1日としたいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 議案第19号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第19号 滝川市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例改正の趣旨でございますが、平成27年9月9日に公布された個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び平成28年5月27日に公布されました行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行による所要の整備を行うとともに、オンライン結合の運用の見直しを行うため、滝川市個人情報保護条例を改正したいとするものであります。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表をごらんください。1ページから2ページにかけての第2条の改正につきましては、法律上の用語の定義と整合を図るため指紋、顔認識データ、旅券番号等の個人識別符号と人種、信条、病歴等の要配慮個人情報を個人情報の定義に加えるとともに、より明確にするほか、所要の文言整理を行うものでございます。

3ページ目の第9条の改正につきましては、近年飛躍的に普及したITによる情報連携は今や市民サービスの向上や行政運営の効率化を推進するために不可欠となりつつある中で、国等との連携に迅速に対応するためには事務手続を簡素化し、効率的な行政運営に資する運用の変更が必要であるということを滝川市個人情報保護審議会の答申を受けた上で判断し、今後オンライン結合による公益上の必要性の判断については実施機関の責任において行うとともに、より一層の情報セキュリティー対策を講じるために滝川市情報セキュリティーに関する指針等を策定し、これまで以上に個人情報の安全性の確保に努めるものとして、オンライン結合の運用の見直しを行いたいとするものであります。

その他の改正につきましては、第2条、または第9条の改正による文言整理及び番号法の条項が繰り下がることに伴う所要の文言整理であります。

施行期日は公布の日とし、第8条、第9条及び第24条の第2項の改正規定につきましては平成30年4月1日としたいとするものであります。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 議案第20号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第20号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方税法の改正に伴い、新たに国民健康保険税の都道府県単位化による納付金制度に対応するため、また累積赤字を計画的に解消するため国保税の税率を改正したいとするものです。主な改正の内容ですが、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護支援分課税額の改正となります。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料をお開き願います。改正後の第138条第1項は、基礎課税額、後期高齢者支援金等、介護納付金課税額の合算額を都道府県単位化に伴う国民健康保険事業費納付金の費用に充てるという改正でございます。

2ページをお開き願います。第2項から第4項までの改正規定は、第1項の改正に伴う文言整理です。

3ページをお開き願います。第139条第1項は、基礎課税額に係る所得割率8.8パーセントを9.3パーセントに改正したいとするものです。

第141条は、基礎課税額の均等割額2万2,700円を2万3,900円に改正したいとするものです。

第142条は、基礎課税額の平等割額の改正です。第1号の特定世帯及び特定継続世帯を除く世帯、いわゆる一般的な世帯2万2,700円を2万3,500円に、第2号の特定世帯1万1,350円を1万1,750円に、第3号の特定継続世帯1万7,025円を1万7,625円に改正したいとするものです。

4ページをお開き願います。第143条は、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割率2.7パーセントを2.8パーセントに改正したいとするものです。

第144条は、後期高齢者支援金等課税額の均等割額6,500円を6,900円に改正したいとするものです。

第145条は、後期高齢者支援金等課税額の平等割額の改正です。第1号の特定世帯及び特定継続世帯を除く世帯、いわゆる一般的な世帯6,500円を6,700円に、第2号の特定世帯3,250円を3,350円に、第3号の特定継続世帯4,875円を5,025円に改正したいとするものです。

第147条は、介護納付金課税額の均等割額1万2,000円を1万2,400円に改正したいとするものです。

第161条は軽減額の改正です。第1号は、7割軽減額の改正です。アの基礎課税額の均等割軽減額1万5,890円を1万6,730円に、イの基礎課税額の平等割軽減額については（ア）、特定世帯及び特定継続世帯を除く世帯、いわゆる一般的な世帯1万5,890円を1万6,450円に、（イ）、特定世帯7,945円を8,225円に、（ウ）、特定継続世帯1万1,917円を1万2,337円に、ウの後期高齢者支援金等課税額の均等割軽減額4,550円を4,830円に改正したいとするものです。5ページをお開き願います。エの後期高齢者支援金等課税額の平等割軽減額については（ア）、特定世帯及び特定継続世帯を除く世帯、いわゆる一般的な世帯4,550円を4,690円に、（イ）、特定世帯2,275円を2,345円に、（ウ）、特定継続世帯3,412円を3,517円に、オの介護納付金の均等割軽減額8,400円を8,680円

に改正にしたいとするものです。

次に、第2号は5割軽減額の改正です。アの基礎課税額の均等割軽減額1万1,350円を1万1,950円に、イの基礎課税額の平等割軽減額については(ア)、特定世帯及び特定継続世帯を除く世帯、いわゆる一般的な世帯1万1,350円を1万1,750円に、(イ)、特定世帯5,675円を5,875円に、(ウ)、特定継続世帯8,512円を8,812円に、ウの後期高齢者支援金等課税額の均等割軽減額3,250円を3,450円に、エの後期高齢者支援金等課税額の平等割軽減額については(ア)、特定世帯及び特定継続世帯を除く世帯、いわゆる一般的な世帯3,250円を3,350円に、(イ)、特定世帯1,625円を1,675円に、(ウ)、特定継続世帯2,437円を2,512円に、オの介護納付金の均等割軽減額6,000円を6,200円に改正したいとするものでございます。

次に、第3号は2割軽減額の改正です。アの基礎課税額の均等割軽減額4,540円を4,780円に改正したいとするものです。6ページをお開き願います。イの基礎課税額の平等割軽減額については(ア)、特定世帯及び特定継続世帯を除く世帯、いわゆる一般的な世帯でございますが、4,540円を4,700円に、(イ)、特定世帯2,270円を2,350円に、(ウ)、特定継続世帯3,405円を3,525円に、ウの後期高齢者支援金等課税額の均等割軽減額1,300円を1,380円に、エの後期高齢者支援金等課税額の平等割軽減額については(ア)、特定世帯及び特定継続世帯を除く世帯、いわゆる一般的な世帯1,300円を1,340円に、(イ)、特定世帯650円を670円に、(ウ)、特定継続世帯975円を1,005円に、オの介護納付金の均等割軽減額2,400円を2,480円に改正したいとするものでございます。

なお、附則第1項でこの条例の施行期日を平成30年4月1日に、附則第2項で経過措置を規定しました。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしくお願ひします。

○議長 議案第22号及び第23号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第22号 滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨ですけれども、滝川西高等学校の学科再編によりまして平成30年度から商業科が1学級減となり、生徒数が減員することに伴い、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準化等に関する法律などに基づき、教員数についても3年間にわたり段階的に減員することになるため、本条例を改正したいとするものです。

改正の概要につきまして新旧対照表でご説明しますので、参考資料をお開き願ひしたいと思います。第1条関係ですけれども、第2条の教諭の定数を56人から55人へ、計62人から61人へ、第2条関係では教諭の定数を55人から53人へ、計61人から59人へ、第3条関係では教諭の定数を53人から51人へ、次のページになりますけれども、計59人から57人へ改正したいとするものです。

附則で、この条例の施行期日を第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は平成3

1年4月1日から、第3条の規定は平成32年4月1日からとしたいとするものです。

以上、議案第22号の説明といたします。

続きまして、議案第23号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨ですけれども、文化センター大ホールの利用区分につきまして、現在利用する席数により3区分で運用をしているところがございますけれども、利用者の意見などを踏まえ、さらなる利便性の向上を図る観点から新たに375席の利用区分を追加するために本条例を改正したいとするもので、1ページに記載のとおり新たに別表で定めております利用区分の大ホールのうち平日及び土日祝日のA料金、B料金それぞれに375席の区分を追加し、基準となります利用料金を時間区分ごとにそれぞれ設定したいとするものでございます。

また、次のページになりますけれども、別表備考第2項中に375席の区分で利用する際の座席の範囲を追加するものでございます。

附則におきまして、改正後の条例の施行日を平成30年4月1日としたいとするものでございます。

以上、議案第23号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 それでは、時間のほうが12時前となりました。残りの説明につきましては、午後からにさせていただきたいというふうに思います。

それでは、再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 0時58分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

それでは、議案第24号及び第25号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第24号 滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、来る4月1日から施行されることから、所要の整理を行いたいとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表をごらんください。第8条の改正につきましては、保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は支給認定証の提示にかえて市からの通知により受給資格等を確認できる旨の規定の追加です。

第15条の改正につきましては、法改正に伴う条項の繰り下げによる文言整理です。

附則として、施行期日は平成30年4月1日としたいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第25号 滝川市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

こども発達支援センターが実施する事業に保育所等訪問支援事業を加えるほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、来る4月1日から施行されることから、所要の整理を行いたいとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表をごらんください。第4条第3号の改正につきましては、こども発達支援センターの事業に保育所等訪問支援事業を追加し、第3号を加えるものです。これにより、繰り下がった同条第4号の改正は法改正に伴い同号の中で引用している条項の繰り下げに伴う文言整理です。

同条第5号の改正は、第3号、第4号の改正に伴う文言整理です。

第5条第2項の改正は、新事業の実施に伴い、利用対象者を追加するものです。

第6条の改正は、第4条改正に伴う文言整理です。

附則として、施行期日は平成30年4月1日としたいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 議案第26号及び第27号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第26号 滝川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険の適用は住所地で行うことが原則でございます。病院に入院されたり、介護施設に入所された方が住所変更した場合、基本的には施設所在地の自治体や広域連合が保険者となりますが、財政負担が偏り、大きくなることから、前住所地の自治体や広域連合が保険者となる住所地特例が設けられています。しかしながら、75歳になって、国保から後期に加入する場合、現行ではこの特例が引き継がれずに適用されません。30年度からの国保改革に合わせて後期高齢者医療の広域連合と同様に都道府県ごとの単位となることから、制度間の住所地特例の課題を解消しようとするものです。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料をお開き願います。第3条第2号の規定を改正し、条文整備したいとするものですが、改正後の第2号は被保険者がほかの広域連合の病院等に入院し、住所変更している場合について、第3号は2つ以上の病院等の全てに順次住所を移している場合について、第4号は2つ以上の病院等に継続して入院をしているが、途中の病院等に住所を移していない場合について、第5号は国保の特例を後期高齢者医療に引き継ぐという改正でございます。

次に、附則第2項、第3項については、平成20年度において被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例措置が廃止されたため削除したいとするものです。

なお、この条例の施行期日は、平成30年4月1日からとしたいとするものです。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号 滝川市国民健康保険条例及び滝川市基金条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

平成30年4月から国保制度が都道府県化へ移行することに伴い、国保条例及び基金条例の一部を改正したいとするものです。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料をお開き願います。1つ目は、滝川市国民健康保険条例の一部改正についてです。30年度からの国保制度見直しにより安定的な財政運営と効率的な事業の確保など国保運営の中心的な役割を都道府県が担うこととなりますが、その一環として、第6条第1項の改正は葬祭費の額が全道で統一されることに伴い、支給額を現行の2万円から3万円に引き上げたいとするものです。

第7条の改正は、法律の引用条項の文言整備です。

次に、2つ目ですが、滝川市基金条例の一部改正についてです。国民健康保険準備基金は、これまで保険給付の財源に不足が生じたときのために積み立てし、それを保険給付費の増加などによる財源不足として活用してきました。30年度から保険給付の主体が北海道に変更となることに伴い、第4条第3項では基金の積み立て目的を改正し、第7条第4項では基金の処分について国民健康保険給付から国民健康保険事業へと適用範囲を拡大するため改正したいとするものです。

なお、附則第1項でこの条例の施行期日を平成30年4月1日に、附則第2項で葬祭費の支給に係る経過措置を規定しました。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしくお願います。

○議 長 議案第28号及び第29号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第28号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画期間中における第1号被保険者に係る保険料率は、介護給付費等対象サービスの見込み量等に基づいて算定し、介護保険法施行令で定める基準による段階別区分に応じそれぞれの保険料額を定めることから、平成30年度から32年度までの各年度における保険料率の設定を行うため改正したいとするものです。

新旧対照表をお開き願います。第4条、第7条及び第18条は文言の整理です。

第5条第1項は、保険料率の設定年度について平成27年度から29年度と規定しているものを平成30年度から32年度に改め、保険料率について介護給付準備基金の取り崩しによる市独自軽減を加味し、第5号の6万3,430円を基準として、介護保険法施行令の規定に基づき第1段階は10分の4.5、第2号、第3号は10分の7.5、第4号は10分の9、第6号は10分の12、第7号は10分の13、第8号は10分の15、第9号は10分の17をそれぞれ基準額に乗じていた額を定めたものです。

第2項、第3項及び第4項は、令第39条第1項第6号から第8号までの規定による市が定める額を令第38条第1項第6号から第8号までの規定による基準所得金額と同額に設定するものです。

第5項は、保険料段階第1段階の第1号被保険者に対する減額賦課を継続し、2万5,390円とするものです。

附則につきましては、第1項において条例施行日を平成30年4月1日からとし、第2項では平成29年度までの保険料に係る経過措置を規定しております。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第29号 滝川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例の一部

を改正する条例についてご説明申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整理等に関する法律が公布され、当該法律において介護保険法の一部が改正され、その一部の規定が来る4月1日から施行されることとなりました。これにより、国の省令に基づき都道府県が条例で定めていた指定居宅介護支援事業者申請の資格に関する基準について各市町村が条例で定めることとされたことから、全国一律の水準を確保することが妥当であるとの判断から改正したいとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表をごらんください。第1条中、第4項第1号の次に第79条第2項第1号を、指定地域密着型サービス事業者の次に指定居宅介護支援事業者を加え、第4条の2として指定居宅介護支援事業者の申請の資格を法人とするものです。

附則として、条例施行日を平成30年4月1日としたいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 議長案第30号の説明を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 ただいま上程されました議案第30号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

農地集積を推進して、農地の利用拡大を図る目的で都道府県に農地中間管理機構が設置されておりますが、昨年9月の土地改良法等の一部を改正する法律の施行により、農地中間管理機構が農業者等から借り受けた農地において都道府県が土地改良事業を実施できるようになりました。この機構関連事業の実施後、一定の期間を通過する前に当該農地を目的外の用途に供したときや同機構との契約の解除等を行った場合にその実施にかかった費用について市が農業者等から特別徴収金として徴収する規定を設けるために改正したいとするものです。

もう一点は、現在行っていない家畜の貸付制度を廃止したいとするものです。家畜の貸付制度については、昭和40年代に農家の所得安定と向上を図る目的で水田と畜産の複合経営を推進するため市が家畜を農家に貸し付ける制度を設け、平成8年度まで貸し付けを行ってきたところですが、近年は繁殖用肉牛の頭数の安定によりその必要性が低下するとともに、畜産農家数の減少により平成8年度以降は貸し付けの実績もなく、また貸し付けを希望する農業者の方もいないことから、貸付制度について廃止したいとするものです。

なお、たきかわ農業協同組合及び畜産農家などの関係者の方には制度の廃止についてご説明し、了承を得ております。

次に、条例改正の内容についてご説明申し上げます。これまで題名の次に目次の記載がなかったことから、他の条例と合わせて第1章から附則までの目次を付することとし、家畜の貸付規定の廃止に伴い、第2条第3号及び第5章の全てを削除し、機構関連事業に係る特別徴収金の徴収規定を設けるため、第4条の2の規定に土地改良法第91条の2第6項を加えたいとするものです。

なお、第10条及び第12条については、文言整理を行うものです。

以上で議案第30号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 議長案第32号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第32号 公の施設の指定管理者の指定についてご

説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市中央老人福祉センター。指定管理者となるべき団体は、滝川市老人クラブ連合会、会長、泉田千一氏であります。指定期間は、平成30年4月1日から1年間となります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

また、先ほど議案第28号の説明中、第5号、基準額6万3,480円を6万3,430円と読み間違えてしまいました。記載のとおり、6万3,480円が正しい数字でございますので、おわび申し上げますとともに、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 議案第33号の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第33号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものであります。

管理を行わせる公の施設は、滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川であります。指定管理者となるべき団体は、公益社団法人滝川市シルバー人材センター、理事長、工藤孝之氏であります。指定管理の期間は、平成30年4月1日から1年間であります。

以上、議案第33号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 以上をもちまして平成30年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第1号から第8号までの各会計予算、議案第9号、議案第14号から第17号まで、議案第19号及び議案第20号、議案第22号から第30号まで、議案第32号及び議案第33号の説明を終了いたします。

◎日程の追加について

○議長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終了いたしました。過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

お手元に配付をしております追加日程表のとおり、日程番号第6から第15までを本日の日程に追加し、議題とすることと決しました。

◎日程第6 報告第1号 専決処分について(損害賠償額の決定)

○議長 日程第6、報告第1号 専決処分について(損害賠償額の決定)を議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決事項は、マイクロバス内における転倒事故に伴う損害賠償額の決定であります。事故発生日時は、平成29年11月13日午後1時10分ごろ。事故発生場所は、滝川市東町5丁目5番地先で、相手方につきましては記載のとおりであります。損害賠償額は10万9,196円で、市が加入する全国市有物件災害共済会の自動車損害共済等により全額保険適用とされております。事故原因につきましては、介護事業の送迎業務によりマイクロバスにおいて相手方を自宅前で乗車させた後、着席を十分確認しないまま発進させてしまい、相手方を転倒させ、骨折のけがを負わせ、損害を与えたものであります。専決処分年月日は、平成30年2月5日であります。

以上、報告とさせていただきますが、このたびの事故で相手の方に多大なご迷惑をおかけしましたことについて心からおわびを申し上げますとともに、市民の皆様に深くおわびを申し上げます。今後におきましては、一層の安全運転の徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。まことに申しわけございませんでした。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 この事故は一般的な人身事故ではありませんが、けがをされたということで、二度と起きない対策が必要だと思いますが、2点お伺いいたします。

1点目は、マイクロバスのいわゆる運転資格は大型免許があればいいと。要するに2種でなくていいというふうに記憶をしていますが、今回運転されていた職員はどの程度のマイクロバスの運転経験がある方なのか。

2点目として、マイクロバスを運転する場合、2種の免許が要らないということもあるので、どのような教育、指導等が日常的に制度化されているのか、以上2点についてお伺いいたします。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。

(何事か言う声あり)

○議 長 それでは、答弁調整のために暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時21分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、マイクロバスの運転、何年程度かというご質疑でございますが、運転手として、市の嘱託職員として雇用して4年という形ですので、4年間運転に携わっていただいていると。自衛隊の退職雇用ということもございますので、大型の運転免許証は当然条件ということで雇用させていただいているところでございます。

2点目の2種の関係でございますが、当然2種免許は持っておりませんが、これから再発防止策

として、今空知自動車学校のほうで大型バス運転とか、大型の車両の運転のときにどういった講習をされているのかというような部分の状況も現在確認をさせていただいた中で、今後その部分についての教育といたしますか、運転前の安全確認も含めて対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。そういった再発防止策をとりながら事故のないような形で運転業務に当たっていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第7 議案第10号 平成29年度滝川市一般会計補正予算(第8号)

○議 長 日程第7、議案第10号 平成29年度滝川市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第10号 平成29年度滝川市一般会計補正予算(第8号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、降雪量の増加に伴う除雪等委託料の補正のほか、他会計繰出金、各基金への積立金など、年度末を控え、各経費の確定見込みによる過不足の調整などの補正及び燃料単価の高騰に伴う庁舎、児童館、学校施設等の燃料費の補正などが主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額に1億4,533万3,000円を追加し、予算の総額を202億9,673万1,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表によるところでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第3表によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思えます。

7ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。平成30年度に繰り越して使用する経費のうち、道営土地改良事業負担金につきましては、国の補正予算(第1号)に対応するため補正したいとするものですが、事業が年度内に完了しないため、繰越明許費としたいとするもので、繰越額は1,537万5,000円となります。また、公営住宅事業特別会計繰出金につきましては、平成29年第4回市議会定例会において議決いただきました市営住宅銀川団地1号棟屋上防水改修工事及び本市議会定例会に補正予算として上程される市営住宅一の坂団地8—1号棟の内部給排水管改修工事が年度内に完了しないため、社会資本整備総合交付金を一般会計で受け、公営住宅事業特別会計へ繰り出しするための費用を繰越明許費としたいとするもので、繰越額は2,5

50万円となります。

第3表、地方債補正でございます。道営経営体育成基盤整備事業債、1,530万円を増額し、5,440万円、滝川市営球場整備事業債、1,170万円を増額し、2,920万円、臨時財政対策債、814万6,000円を減額し、5億8,983万6,000円としたいとさせていただきます。道営経営体育成基盤整備事業債につきましては道営土地改良事業負担金の増額に伴うもの、滝川市営球場整備事業債につきましては滝川市営球場改修工事に係る実施設計、工事請負費の金額の確定及び日本スポーツ振興センター助成金の確定に伴うもの、臨時財政対策債につきましては発行可能額の確定に伴うものでございます。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、14ページ、15ページをお開き願います。2款1項4目財産管理費、補正額1,819万5,000円の増額についてですが、庁舎等の維持管理に要する経費130万1,000円の増額につきましては燃料単価の高騰に伴い130万1,000円を増額補正したいとさせていただきます。財産の取得、管理及び処分に要する経費1,689万4,000円の増額につきましては、基金利息収入及び寄附金の見込み額の確定に伴い、昨年度の積み残し分と合わせて各基金へ積み立てするために増額補正したいとさせていただきます。

3款1項1目社会福祉費、補正額243万2,000円の増額につきましては、社会福祉対策に要する経費の補正でございます。基金利息収入及び寄附金の見込み額の確定に伴い、昨年度の積み残し分と合わせて社会福祉事業振興基金へ積み立てするために増額補正したいとさせていただきます。

3款1項2目障害者福祉費、補正額1,551万1,000円の増額についてですが、障害者自立支援給付に要する経費2,231万6,000円の増額につきましては、終了継続支援利用者数の増など、訓練等給付費扶助の実績を見込み、増額補正したいとさせていただきます。重度心身障害者医療に要する経費680万5,000円の減額につきましては、医療扶助の実績見込みにより減額補正したいとさせていただきます。

3款1項3目老人福祉費、補正額1,743万6,000円の減額につきましては、北海道後期高齢者医療に要する経費の補正でございます。平成28年度分市町村療養給付費負担金の確定による精算額の確定に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合負担金を減額補正したいとさせていただきます。

3款2項2目保育所費、補正額1,436万7,000円の増額につきましては、保育所の運営管理に要する経費の補正で、3点ございます。1点目は、公定価格の改定や入所児童数が当初予算見込みより増加していることから、花月保育所運営費委託料を1,107万3,000円増額補正したいとさせていただきます。2点目は、平成29年度からの施設型給付費に係る保育士等処遇改善等加算制度の改正に伴い、制度管理システムを改修するため、24万7,000円を増額補正したいとさせていただきます。費用の全額が厚生労働省の平成29年度子ども・子育て支援推進費補助金で措置される

ものでございます。3点目は、他市町の保育所及び幼稚園を利用する児童が増加したことに伴い、広域入所負担金を304万7,000円を増額補正したいとするものでございます。

3款2項3目児童福祉施設費、補正額113万4,000円の増額につきましては、児童館の運営管理に要する経費の補正でございます。燃料費の高騰に伴い、増額補正したいとするものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額221万4,000円の減額につきましては、保健衛生対策に要する経費の補正でございます。地方交付税の額の決定に伴い、下水道事業会計出資金を減額補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。4款1項4目環境衛生費、補正額114万8,000円の減額についてですが、墓地の運営管理に要する経費48万3,000円の増額につきましては、基金利息収入及び墓地管理手数料の見込み額の確定により、墓地管理基金へ積み立てするために増額補正したいとするものでございます。中空知衛生施設組合負担金（滝の川斎苑分）でございますけれども、163万1,000円の減額につきましては、前年度繰越金の確定等により負担金を減額補正したいとするものでございます。

4款1項5目他会計繰出金、補正額202万4,000円の減額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。特別会計の補正に伴う一般会計負担分の整理及び地方交付税の額の決定などに伴い、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計については繰出金を減額補正し、病院事業会計については増額補正したいとするものでございます。

4款2項1目じん芥処理費、補正額2,618万3,000円の減額についてですが、じん芥の収集処理に要する経費100万円の増額につきましては、環境衛生行政推進のためにとご寄附を賜りました100万円を財源としまして、不法投棄監視パトロールに必要な公用車を購入するため、補正したいとするものでございます。中空知衛生施設組合負担金（ごみ処理施設分）でございますけれども、1,729万2,000円の減額につきましては、前年度の繰越金の確定等により負担金を減額補正したいとするものでございます。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金989万1,000円の減額につきましては、前年度繰越金の確定等により負担金を減額補正したいとするものでございます。

4款2項2目し尿処理費、補正額130万2,000円の減額につきましては、中空知衛生施設組合負担金（衛生センター分）の補正でございます。前年度繰越金の確定等により負担金の減額補正をしたいとするものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額625万円の増額につきましては、担い手育成に要する経費の補正でございます。TPP等関連政策大綱に基づく施策として、国の平成29年度補正予算（第1号）で計上された担い手確保・経営強化支援事業について、担い手の育成、確保の取り組みと農地の集積、集約化を一体的に推進する地域において地域の担い手が融資を受けて経営発展のため必要となる農業用機械等を導入する際、融資代について助成を行う事業で、1件の担い手に対して助成金を支出するため増額補正したいとするもので、事業費の全額が農林水産省の担い手確保・経営強化支援事業補助金で措置されるものでございます。

6款1項4目農地費、補正額1,537万5,000円の増額につきましては、土地改良に要する経費の補正でございます。国の平成29年度補正予算(第1号)により北海道が実施する土地改良事業費が追加されたことを受け、負担金を増額補正したいとするものでございます。

8款2項1目道路維持費、補正額1億193万4,000円の増額につきましては、除雪・排雪対策に要する経費の補正でございます。今冬は雪の降り始めが早く、また現在まで観測史上最大の積雪深を記録するなど、市民生活に重大な影響を及ぼしているところでございますが、2月13日から14日にかけて滝川市を襲った大雪は2日間で97センチもの降雪量となり、道路の排雪作業が追いつかず、市内線のバスが運休するなど、雪における被害が拡大しました。こういう状況を受け、2月15日に雪害では初となる滝川市災害対策本部を立ち上げ、全庁を挙げて情報収集に努めました。幹線道路や通学道路の状況は極めて悪く、この状況を知った北海道開発局札幌開発建設部は滝川市の大雪による応援対策本部を設置するとともに、道内唯一となるリエゾンの派遣、国道排雪用の重機やトラックを市道排雪用に優先的に確保していただいたことや北海道も道道江部乙赤平線で通学路確保のため優先的に歩道除雪を実施していただくなど、国、道、市が一体となって除排雪対策を実施してまいりました。市内各所では、徐々にではありますが、落ちつきを取り戻しつつありますが、今後も予断を許さない状況にあるとともに、これまで実施してきた除排雪対策により除雪委託料が大幅に不足する事態となったことから、今後これまで以上降雪となったとしても、市民生活に大きな影響を及ぼすことのないよう最大限対応できるものを見込み、増額補正をしたいとするものでございます。

8款5項1目住宅管理費、補正額1,950万円の増額につきましては、公営住宅事業特別会計繰出金の補正でございます。一の坂団地8-1号棟を内部給排水管改修工事に伴う社会資本整備総合交付金を公営住宅事業特別会計へ繰り出しするため、増額補正したいとするものでございます。

9款1項1目消防費、補正額2,422万4,000円の減額につきましては、消防活動に要する経費の補正でございます。滝川地区広域消防事務組合負担金について前年度繰越金の確定等により減額補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。10款1項3目教育振興費、補正額491万2,000円の減額につきましては、その他教育振興に要する経費の補正でございます。私立幼稚園就園奨励費補助金について、認定件数が当初見込みより減少したことから、減額補正したいとするものでございます。

10款2項1目、小学校費、学校管理費、補正額1,290万円の増額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正で、2点ございます。1点目は燃料費についてですが、燃料単価の高騰に伴い、753万円を増額補正したいとするものでございます。2点目は、光熱水費についてですが、滝川市立滝川第三小学校の暖房用のガスについて、今年度予算積算において暖冬傾向にあった平成23年度実績しかなかったため、この冬の暖房用ガス使用料及び単価を過小に積算していたことから、537万円を増額補正したいとするものでございます。

10款3項1目、中学校費、学校管理費、補正額497万2,000円の増額につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。燃料単価の高騰に伴い、増額補正したいとするものでございます。

10款4項1目、高等学校費、学校管理費、補正額170万3,000円の増額につきましては、その他高等学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。燃料単価の高騰に伴い、増額補正したいとするものでございます。

10款6項1目社会教育費、補正額30万円の増額につきましては、その他社会教育振興に要する経費の補正でございます。基金利息収入及び寄附金の見込み額の確定に伴い、社会教育事業振興基金へ積み立てするため、増額補正したいとするものでございます。

10款7項2目体育施設費、補正額193万9,000円の減額につきましては、体育施設の運営管理に要する経費の補正で、2点ございます。滝川市営球場改修工事について、実施設計委託料及び改修工事費の金額が確定したことにより減額補正したいとするものでございます。なお、当該事業に係る日本スポーツ振興センター助成金の助成額の確定に伴い、財源内訳を変更し、歳入予算について助成金額の減額補正及び市債の増額補正をあわせて行うものでございます。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額1,214万2,000円の増額につきましては、平成27年度臨時福祉給付金事業事務費補助金、平成28年度年金生活者等支援臨時福祉給付金給付費補助金並びに事務費補助金の確定に伴う返還金の補正でございます。

以上、歳出合計で1億4,533万3,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。11款1項1目地方交付税4,663万1,000円の減額につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

13款1項2目民生費負担金から16款2項4目農林業費補助金までは、いずれも歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。17款2項1目不動産売払収入から18款1項8目教育費寄附金までは、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金1億4,276万6,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款3項5目育英事業貸付金収入から21款5項2目雑入までは、いずれも歳出関連でございます。

22款1項3目農林業債1,530万円の増につきましては、歳出関連でございます。

22款1項5目教育債1,170万円の増につきましては、事業費の財源調整に伴う教育債の補正でございます。

22款1項6目臨時財政対策債814万6,000円の減につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴う補正でございます。

以上、歳入合計で1億4,533万3,000円の増額となったところでございます。

済みません。先ほど10款2項1目、小学校費、学校管理費のところの2点目でございますけれども、光熱水費について、暖冬傾向にあった平成27年度実績が正しい数字でございますけれども、先ほど説明の中で23年度と言ってしまいましたので、おわびして訂正させていただきます。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、通告はしてありますが、通告をできなかったもの2点をまず質疑を先にしたいと思います。

2款1項4目財産管理費、ここで庁舎等の維持管理に要する経費と、130万1,000円が計上されております。この目の補正前の額が2億7,500万円余ですから、0.5パーセントの金額で補正ということになっているのですが、目間流用も含めるとさらに金額がふえると思うのですが、もとの金額が。こういった流用ができる中で補正をしなければならなかったということは、その目の残金が少なかったということが普通なのですけれども、そういうことで確認をしていいのかと。同様に、今回の補正全体にわたるのですが、ほかに燃料費の増額に伴う補正は児童館、小学校、中学校、高校、この範囲に限られておまして、市の公共施設全てで同様のことが起きているにもかかわらず、補正は非常にこういう狭い範囲ということで、それは全て流用ができる、できないということが補正をするとして出されるか出されないかの基準だったということについての確認をしたいというふうに思います。

2点目は、10款1項3目教育振興費で、私立幼稚園就園奨励費補助金の実績減、実績が少なかったということで491万円余の減額補正をされておりますが、毎年約10人程度がいわゆる市税滞納による市のサービス制限を受けるということで、この就園奨励費補助金を受けられないということが続いております。今回この実績減の中でこの理由で就園奨励費補助金の支給にならなかったのは何件なのかお伺いしたいと思います。

以下は、通告どおりに質疑いたします。まず、8款土木費、道路維持費で、除排雪に要する経費、1点目は除雪等委託料は補正前4億3,398万5,000円と思いますが、確認をいたします。

2点目、除排雪作業に伴う不足額9,636万1,000円が提案されておりますが、除雪、排雪、交差点排雪などの内訳について伺います。

これも3点目は排雪の日数増、日曜に出る、あるいは夜間に行くというのは契約に入っていないわけで、こういったものの日数増についてを伺います。あるいは、期間です。例えば12月25日から3月15日とかというものがエンドのほうの後送り、延びるというようなことで日数増が予定されていれば、それについて伺います。また、距離増についても伺います。こういったことについて予算時の見込みと補正の比較ということで示していただければ、大変わかりやすいと思います。

2点目は、そもそもことは観測史上最大ということですが、まず1点目、観測史上のこれまでの降雪量、積雪量の上位5番目までのデータを示していただきたい。

2点目、予算はどのような降雪量、積雪量をもとに積算をしているのか。例えば過去5年平均だとか10年平均だとか、あるいは観測史上の40年、50年間の平均をもとに積算をしているのかについて伺います。

大きな3点目は、市道排雪作業は大型ロータリー2セット、ダンプ50台と言われておりますが、一定の最低日数、期間、セット数などの基本契約と出来高払いの組み合わせになっていると思います。そこで、1点目は2セットフル稼働の期間、何月何日から何月何日までが2セットフル稼働で、

この期間は1セットのみとか、そういうことでお伺いいたします。

2点目は、2セットの稼働時刻、何時から何時と。これがことしのように予定時刻よりもおくと、こういった場合についてはどのような契約になっているのか。

3点目は、超過出動、期間や1日当たりの時間などの割り増し支払い契約になっているのか。これ今の前の質問と重複するので、3点目はちょっとあれです。1点目、2点目の聞いたこととお伺いすると。

3点目は、ダンプの確保について、一般的に50台と言われるのですが、台数は具体的な契約になっているのか、また実際に排雪等に出勤した台数は毎日50台なのか、それとも日々増減しているのか、だとすればどの程度の範囲でこの台数の増減があったのか伺います。

大きな4点目は、交差点排雪についてですが、1点目は、補正が今回組まれているのかどうかは1点目で聞いておりますので、交差点排雪の基本契約と出来高契約はどのようになっているのか。

2点目としては、市道排雪中心になったため、交差点排雪が予定より減少したのではないかとという懸念があるのですが、お伺いをいたします。

大きな5点目は、バス路線が3回にわたり休止や一部休止となりました。市民は通院、通勤、通学、買い物などで多大な影響を受けました。1点目、市民からの苦情はどのようなものだったか。

2点目、バス会社との情報交換はどのように行っているのか。

3点目、先ほど市長の行政報告に対する質疑でバス路線のことを述べましたが、あの時点で、つまり2月22日ごろにもうそういう状況になっていたのですが、拡幅をしないで28日のバスの一部運行になったと。その日の夕方に運行がとまってから慌てて拡幅をしたわけです。なぜこの6日間の間に拡幅もできなかったのか。これについて土木課の具体的な対応、経過についてお伺いをいたします。

最後、歳入ですが、20款繰越金、除排雪に要する経費の財源ですが、全額繰越金で充てられるというふうに思いますが、今後特別交付税、あるいは交付金が認められて、財源振りかえなどになる可能性はどの程度見込まれているのか伺います。

以上です。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、燃料費について答弁をさせていただきます。

今回の補正におきましては、2款総務費、3款民生費、10款教育費とここで補正予算ということで計上させていただいておりますが、この額につきましてはこれまでの補正予算のルールと同様に100万円以上の補正額を要する額ということで今回ご提案を申し上げているというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、それ以下の部分というのも当然施設の中にはございますが、予算の中での流用、あるいは流用でできない部分については予備費の充用という部分での対応という形で考えているところでございます。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 私立幼稚園の就園奨励費の関係ですけれども、滞納によるサービス制限を受けているのは今年度1件ということでございます。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 8款土木費、道路維持費の除排雪に要する費用についての質疑にお答えをいたします。事前に通告をいただいておりますので、通告順にお答えをしたいと思います。

まず、大きな1つ目、除雪等委託料の質疑でございますけれども、まず1つ目、補正前の金額4億3,398万5,000円については、ご質疑のとおりでございます。

2つ目、補正額については1億193万4,000円でございます。ご質疑の9,636万1,000円には燃料単価の増額分が含まれていない、そういった金額になってございます。その内訳でございますけれども、除雪費2,000万円で、排雪費6,630万円、交差点排雪費1,000万円を見込んでおります。

3つ目ですけれども、排雪の日数及び延長の増です。日数につきましては計画延べ日数80日を40日ふやしまして、120日、延長につきましては計画延べ延長226キロを25キロふやしまして、251キロとなっております。

大きな2つ目、観測データに関する質疑ですけれども、1つ目、市独自の調査の観測データによります上位5番までの数値でございますけれども、降雪量、1番が昭和60年、13メートル38センチ、2番が昭和62年、11メートル57センチ、3番が平成10年、10メートル69センチ、4番が平成29年、10メートル59センチ、これはことしの3月5日までのデータでございます。5番目が平成21年、10メートル31センチでございます。次、積雪量ですけれども、1番が昭和62年、1メートル92センチ、2番が昭和60年、1メートル88センチ、3番が平成29年、1メートル70センチ、4番が平成16年、1メートル51センチ、5番が平成2年、1メートル50センチとなっております。

続きまして、予算の積算方法についてでございます。積算方法につきましては、過去の実績を踏まえながら算定しております。降雪量は、滝川市の場合、8メートルを想定して積算をしております。

大きな3つ目、排雪作業に関するご質疑でございますけれども、稼働期間については、降雪状況にもよりますけれども、年末から2月末まで幹線、町内会排雪をフル稼働で実施をしています。

2つ目、稼働時間と3つ目の割り増し単価についてでございます。作業時間は早朝7時から17時までの作業としておりますけれども、状況によっては終了時間の変更はございます。通常は深夜に至ることはございませんので、割り増し等は考えておりません。

次、4つ目ですけれども、ダンプの使用台数についてでございます。契約内容においては、特に台数などの明記はございません。ほかの自治体では確保が非常に厳しいと言われておりますけれども、滝川市においては通常の降雪状況のときの必要台数は確保されております。台数につきましては、町内地域によって雪捨て場までの距離もそれぞれ違いますので、日々異なっております。

次、大きな4つ目でございます。交差点排雪に関するご質疑でございます。補正予算については、先ほどお答えしておりますけれども、交差点排雪については組み込まれております。

2つ目、交差点排雪の設計でございますけれども、各校区の地域性を考慮いたしまして、当初設計時に過去の実績による数量を計上しております。

3つ目ですけれども、交差点排雪の量ですけれども、ことしについては非常に交差点の見通しが悪いので、その強化をするために当初設計の1.5倍の変更を予定しております。

続きまして、大きな5つ目、バスが運休したことに関するご質問でございますけれども、まず1つ目の市民からの苦情の内容でございます。一番多かったのがバスの運休している理由、あといつから復旧するのか、そういったご質問が非常に多かったです。

続きまして、バス会社との情報交換、どのように行っているのかというご質問でございますけれども、バス会社から運行維持が困難との連絡が来たときには、公共交通を担当する企画課とも連携いたしまして、速やかに現地を確認するとともに、バス路線の確保を最優先に拡幅除雪等、積極的な対応に努めてきたところでございます。中でも市内バス路線全てが全面運休となった2月15日には、翌日の早期運行再開に向けて国の支援を得ながら夜間排雪や拡幅除雪を行ったところでございます。その際にも翌朝、朝5時から土木課と企画課の職員がバス会社の職員とともに回送車両に同乗いたしまして、同じ目線で経路の安全走行を確認し、運行再開につなげるなど、市民の足を確保するため連携をとりながら進めてきているところでございます。

続きまして、3つ目のご質問でございますけれども、2月18日に発生いたしましたバスの運休に関して、その前後の除排雪の対応についてのご質問でございます。除排雪が入った後には、かき分けた雪が道路脇に残ることにより車道の走行可能な幅員が減少してまいります。そのことから、バス路線では積雪の状況等を鑑みながら除雪車が入った後に追いかけるように拡幅投雪作業を実施しております。ご質疑の中にこの運休になった前後、拡幅等もやっていないということでございますけれども、この区間につきましても同様に除雪車が入った後に追いかけるように拡幅投雪は実施をしております。しかしながら、バスの運行につきましてもバス事業者の判断によるところでございまして、運休となる、そういったケースもございました。その場合、バス事業者と改善を要する箇所を打ち合わせしながら早期の復旧に向けた対応を行ってきたところでございます。また、ダンプ、トラック運搬経路を確保するためにバス路線に先行して2月27日から西3号通、西2号通の排雪を実施いたしました。運搬経路を確保することにより、扇町地区のバス路線や地域のその他の排雪路線の運搬効率を高め、作業の効率の向上と円滑な作業を進めることが可能となります。また、このたびは西3号通や西2号通の運搬効率を高めるために札幌開発建設部と連携をいたしまして、事前に国道451号、西町地区の排雪を実施していただいております。

以上、お答えいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 除排雪に要する経費の財源について答弁をさせていただきたいというふうに思います。

除排雪経費に対する特別交付税の配分につきましては、3月交付であり、計算式などが国から示されておりません。したがって、ことしの冬の大雪に対する交付額が昨年を上回って交付されるかどうかは、実際に交付されてからでないとわからないというのが実情でございます。また、新聞報道にありました特別交付税の前倒し交付につきましては、除排雪経費を算定して交付されたも

のではなく、5カ年の特別交付税の平均額の3割を交付されたものであり、本市には1億3,400万円が交付されたところでございます。総務大臣は、2月の記者会見で自治体の財政運営に支障が生じないよう除排雪経費の実態を丁寧に把握して、しっかり対応するという発言もされておりますし、国土交通大臣も市町村が管理する道路につきましては除排雪の支援としていわゆる臨時特例措置の検討に必要な調査を開始すると発言されていることなどを鑑み、特別交付税や何らかの交付金で対応される可能性は高いということで現在期待をしている部分もでございます。今回の補正予算額がそのまま特別交付税等で措置されるかどうかはわかりませんが、引き続き国の動向に注意して注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 再質疑ありますか。清水議員。

○清水議員 まず、除排雪の1点目ですけれども、日数が80日から120日ということで40日増なのです。ご答弁の中で2月末までという、何か基本契約の2月末という言葉が聞こえたのですけれども、これ2月末を仮に1カ月延長しても31日しかふえないのだ。これ40日ふえるというのはどういうことなのか確認をしたいと思います。

それで、議長、1点ちょっと私質疑を忘れた点があるのですが、2回目でやってよろしいでしょうか。

○議 長 はい。

○清水議員 10款2項1目、小学校教育の実施及び管理に要する経費で、この光熱水費で暖房用ガスの使用料が料金ではなくて量がふえたということで537万円が補正されておりますが、これ過小計画だったという説明がされているのですが、第三小学校は既に3回目の冬ということで、過小計画になるようなことはないと思うのです。実績をもう2回積んでの予算ですから。過小計画だった理由は何なのかお伺いをいたします。

そして、もとに戻りますが、降雪量なのですが、今のご答弁によると、降雪量では観測史上4番目ということで、平成29年度、10.59メートル、3月5日段階ということ、また積雪深では3番目、170センチと。意外とこれ今の話、ご答弁で昭和60年が一番古いので、観測史上でいうとまだ40年までたっていないのかわかりませんが、ちょっと先ほどもしご答弁していればそれはいいですけれども、観測はいつからなのかということもお聞きをしたいと思います。

3点目ですが、この排雪作業にかかわることですが、まず1点目として年末から2月末というざっくりばらん、大ざっぱな日数を言われましたが、滝川市には12月25日排雪開始という慣例があるというふうに私は思っています。年内は1セットで、年明けてから2セットにふえるということがされているということを聞いていますので、それについて確認をしたいと思います。

また、時間、例えば17時に終わらなくても割り増しは考えていないというのはこれどういう意味なのかというのはちょっとわからないのですが、ロータリー1セット、たしか7万円なのです。ダンプが1時間6,000円ということで、作業がふえれば、ここの部分については出来高払いだと思うので、当然ふえるのだと思うのですが、割り増しは考えていないというのは何か、掛ける1.2とか、そういうことは考えていないというご答弁なのか、時間どおりの料金は当然支払っている

と思いますので、確認をしたいと思います。

また、ダンプについてもやはり市民の方は本当にダンプは足りているのかということをご心配しています。それで、今の答弁でダンプはまず足りているのだということをおっしゃいました。しかし、毎日50台が確保されているわけではない。しかし、ダンプは中島町の排雪場だとか江部乙の排雪場だとか、そういうところに近いところは少ない台数で回せるけれども、遠ければ30台とか35台使うわけで、本当にそういったときに必要な台数が確保されていたのかということで再度確認をしたいのもう一点は1月末からは交差点排雪も始まるわけです。交差点排雪は、あれ10トントラックではないのかな。10トンダンプではないのかな。それより小さいダンプなので、競合しないということであれば別ですが、排雪が始まった段階では本当にダンプが足りないということになっていなかったのかについて確認をしたいと思います。

これバス路線、2月28日に関してですが、5日間、6日間の間です。朝に除雪をしました。しかし、その後に置いていったので、バスが交差できなかったというご答弁なのです。しかし、先ほども述べたように、もう既に6日前にバスの運転手さんが150メートル歩いているのです。だから、そんなに1日の除雪の後にバスが通れたものがすぐその後に雪出しをすることで通れなくなる、そんな劇的な変化がもしあるのであれば、それは市がちゃんとあそこの、わずかな期間ですから、江陵中学校の前だとか、あるいは扇町だとか、大体4カ所あるという話を聞いていますので、そういうところに対しては雪出しについて特別の体制をとってやるとかしないと、雪出しされたから、バスが通れなかった、対策本部もつくっているわけですから、それでは僕は市民の納得は得られないというふうに思うのです。もちろん人員に限られた中でやられていることはよく理解できるのですが、やはり事実は事実としてご答弁をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 小学校費の光熱水費、ガス代の関係です。通常燃料費も含めまして過去3年なり5年という平均値をとって予算を積算するわけですがけれども、第三小学校の運用が始まったのは27年と。29年度の予算を積算するのが28年の11月ごろということで、確定値としては27年実績しかないというようなことで、先ほど副市長からご説明申し上げましたけれども、たまたま暖冬傾向であったということから、この量が結果的に過小だったということ、それと単価アップということが主な理由でございます。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 何点か質疑ございましたので、順番にお答えしたいと思います。

まず、排雪の日数の増の関係でございます。80日が、延べ日数ですがけれども、40日ふえて120日になったと。ただ、3月が30日前後しかないのに40日はおかしいのではないのかという話なのですが、これあくまでも延べ日数で言っていますので、今2班体制でありますので、40日ということでございます。

それとあと、2つ目の降雪量と積雪量については、ちょっと今そのデータは何年間とっているのかこの時点でわかりませんので、また後ほどわかればご報告することによろしいでしょうか。

それとあと、3つ目の排雪、12月25日からまず1班で、年明けてから2班になるという、そういった慣例があるということでございますけれども、特にそのときの降雪の状況だとか、そういったものに対して対応しております。ですから、それが決まった分ということではございません。

それとあと、次排雪ダンプの部分なのですけれども、大抵50台という話なのですけれども、実際には50台ではない。もう少し少ない40台前後で実績、やっております。実際に足りているのかどうなのかという部分なのですけれども、先ほどお話ししましたように、通常の降雪、大体8メートル程度考えておりますけれども、そのような状況の中では何とか確保されていると、そういった状況です。ただ、今回非常に雪が多い、これは積雪が多いのですけれども、要は土地の特徴といまして非常に気温が低いという状況がございまして、降った雪が全て積み重なってしまうものですから、降雪量の割に積雪量が非常に多い、そういった状況がございまして、なかなか予定どおり進捗していかないという、そういった実情がことしございました。ただ、先ほど申し上げましたように、通常の時点においてはダンプの数は確保されていると、そういった状況でございます。

あと、一番最後にバス路線の拡幅の関係、28日の件についてまた質疑があったわけですが、一応バス路線につきましては非常に私どもでも気を使いながら対応してございます。ですから、バスの運行者のほうから連絡をとりながらどこの部分が悪いよという話があれば、即対応するような形でやっております。この28日の前後、ここにつきましても連絡があり次第対応しておりますし、先ほど除雪が入ったときに追っかけやっていますということですが、まさしくそのとおり実施をしております。ただ、この部分につきましては、議員さん言うように雪出しだけではございません。やっぱり降った雪だとか路面についてがたがたになっている部分については削る作業もやっています。そういったもろもろの作業をやった中で対応しているということをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

(何事か言う声あり)

○建設部次長 1点漏れておりました。17時以降の割り増しについてでございます。当初の予算の段階では、そういった深夜に及ぶ作業というのは考慮しておりませんので、割り増し等は見えておりません。ただ、最終的に実績の中ではそういった部分の夜間に入った分だとか深夜に入っていた部分についてはちょっと業者のほうからそういった中身も請求はございますので、そういった対応はしております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 やはりこういう雪害ということで、ちょっとくどいぐらいに聞くことにはなりますが、12月25日に固定したものではないというご答弁がありました。ことしは11月の初めから根雪になるということで、それからずっと降りっ放しだったわけです。それで、今年度について、この12月25日について、いつから、何月何日から何セット動いたのか、年内。これを確認をしたいと思っております。それで、その時点でどの程度の危機感を持ってやった結果がそれだったのかということをお伺いいたします。

それで、バスの問題についてもあるのですが、私はやはり職員が不足しているのではないかと。担当も土木課並びに関係部署の皆さんは全力を挙げてやられていることはよくわかっているのです。ただ、それがやはり人員が不足していて、追いつかないと。これは、人間ですから、当然起きるのです。そういう点で、こういう雪害のときにきちんと人員の応援だとか、そういったものが、十分、不十分あると思いますが、どのようにやられたのか、また結果として十分だったのか、不十分だったのか、それについてお伺いをいたします。

次、最後ですが、これダンプの問題ですけれども、何か50台といつも言っていたのが、私40台と初めて聞きました。通常40台だと初めて聞きました、私。それで、この40台でやっていたのだけれども、ご答弁の中では雪質だとか、そういったことを挙げられて、では当然40台では足りないよねと。では、その結果、市民が言っているのはダンプが足りなかったのではないかと言っているのです。しかし、通常の40台は確保したと。そして、ロータリーが動く時間もふえたということ。あるいは、ロータリーが動く時間がふえたのは雪質だけではなくて、ダンプも足りなくて延びたとかということもあるのでないのかと。つまり、ことしです、今年度ダンプは不足していたのか不足していなかったのか、そこ明確に事実をお尋ねいたします。

(「議事進行」と言う声あり)

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 先ほどからこの質疑を聞いていると、この補正予算の質疑をされているのではなくて、今般のこの雪害の状況、市の対応についてただしているということで、これ先ほどから聞いているのですけれども、教育費のほうはわかりましたけれども、今なぜこのダンプの数が足りなかったことと今回の補正予算の1億数千万円を積みますよということがどこでどう関係しているのか、先ほどからずっと聞いているのですが、わからないことと、それとちょっと飛び過ぎて、長過ぎるのではないかと、この質疑、あちこちと。それについてちょっと議事を整理していただきたいと思うのですが。

○議 長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時32分

○議 長 それでは、本会議を再開いたします。

今ほど休憩中にいろいろと議論がありましたけれども、いわゆる清水議員の質疑は多岐にわたり、そしてちょっとどこが質疑の中心にあるのかというところが非常に曖昧だというようなご指摘もありました。その点はその点で私も理解をしておりますし、非常に質疑が補正予算とかかわりのないところに行っているという状況も理解をしております。それで、いずれにしてもこれが最後の質疑で、最後の答弁ということになりますので、今市長のほうから市長が総括的に答弁をして、一応この3回目の質疑に対する答弁としたいという申し出がございましたので、市長より答弁をいただきたいというふうに思います。市長。

○市長 それでは、清水議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

トラックの台数についてかなり虚偽を答弁したのではと聞かれましたけれども、そういう形ではございません。説明不足があったとしたら、おわび申し上げながらご説明申し上げたいと思いますが、交差点排雪等々は近隣の業者のトラックを使わせていただいております。実数は、先ほど次長が答えたとおり40台で排雪等を行っております。交差点排雪につきましては10台前後確保されていますので、合わせて50台という数字には間違いはございません。

そしてまた、排雪でございますけれども、12月25日が1回目、ワンセットで始まりました。なぜそれだけ遅くなったかということですが、それぞれの業者さんは夏場の仕事をされています。11月に雪が降ったためにその作業がおくれて、トラックの確保ができなかった、体制の構築ができなかったということでございます。これについては非常に問題があると指摘されればそうでございますけれども、やはり業者の皆さん方のお力をおかりしてやっているこの除雪問題でございますので、それは仕方ないなというふうに思っておりますし、1月5日からは2セット、万全の体制で動いていただいております。そして、今除排雪組合に指定管理なり委託をしております除排雪について、本当に疲労こんぱいの中、市民のために努力をいただいております。非常に感謝をしなければいけないと思っている次第でございますし、私どもの体制に不備があるかのごとくのご質疑でございましたが、土木職員だけで対応するのではなく、先ほど申し上げたとおり、本部並びに準備会等々でそれぞれ協議をしながら全庁一丸となってこの問題に立ち向かっているところでございますので、土木の人数が少ない、多い、この体制がまずいということは私はないと思っております。

そして、道路の排雪等についても、先ほどから説明していますとおり、中央バスさんもやはり運行業者としての責任がございますので、万全の体制を求められるわけでございます。その中で私どもも、先ほど言いましたとおり、朝5時半から一緒にバスに乗って、安全確認をしながら行いましたし、先般の6日間もあるのでないかという質疑の中にごございましたが、排雪、除雪をした後に投雪をするなど、体制を整えながら行っております。しかしながら、やはり運行業者の皆さんから見て危険だと判断されて、運休になった場合がありますので、早期に対応もさせていただきました。それらについておくれということはないというふうに思っておりますし、それぞれが大変な努力をしているということはぜひご理解をして、認めていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して平成29年度滝川市一般会計補正予算(第8号)を可とする立場で討論を行います。

ただいま7点にわたり質疑をいたしました。ことは観測史上最大の大雪、また雪害ということで対策本部も設け、災害救助法の適用も受けなければならないと、そういう切迫した状況、また市民の方々が日々家庭において、また仕事において雪のために本当に苦労されています。そういう中

で、市長、理事者を初め職員の皆様、また市からの委託を受けた業者の皆さんが昼夜を分かたず全力を挙げて作業され、市民の安全を守られてきたこと、そのために今回の補正が行われたことについては日本共産党は大きく評価をしたいと思います。

一方、虚偽答弁ではないかというような、最後、があったのではないかなどの市長のお話もありましたが、それは大きな誤解ですので、虚偽ということではなくて、市民の中に除排雪にかかわるダンプは足りているのかという、本当にたくさんの方が心配をしておられるという中で私は市民の声を代弁して質疑をさせていただいたということです。

以上を述べて、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第8 議案第11号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

○議 長 日程第8、議案第11号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第11号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出で一般保険給付費の増額見込みに伴う増額補正、後期高齢者支援金及び介護納付金、共同事業拠出金の確定に伴う減額補正、前期高齢者納付金の確定に伴う増額補正、28年度分国庫支出金及び道支出金の償還金が確定したことに伴う増額補正でございます。次に、歳入につきましては、国庫負担金の確定に伴う増額補正、前期高齢者交付金及び共同事業交付金の確定に伴う増額補正、一般会計繰入金の減額補正でございます。

1ページをお開きください。第1項で、歳入歳出予算にそれぞれ3,596万円を追加し、予算の総額を56億6,909万8,000円とするものです。

第2項で、補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございますので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8

ページ、9ページをお開き願います。2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額7,715万1,000円の増額、3目一般被保険者療養費、補正額240万円の増額、2項1目一般被保険者高額療養費、補正額4,500万円の増額につきましては、医療費実績が当初見込みより伸びていることから、増額補正したいとするものです。

3款1項1目後期高齢者支援金、補正額145万6,000円の減額につきましては、支援金額の確定により補正したいとするものです。

4款1項1目前期高齢者納付金、補正額1万9,000円の増額につきましては、納付金額の確定により補正したいとするものです。

6款1項1目介護納付金、補正額182万9,000円の減額につきましては、納付金額の確定により補正したいとするものです。

7款1項1目高額医療費拠出金、補正額3,419万9,000円の減額、10ページ、11ページになりますが、3目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額5,209万円の減額につきましては、それぞれの拠出金額の確定により補正したいとするものです。

11款1項3目償還金、補正額96万4,000円の増額につきましては、28年度分の国庫支出金、道支出金の償還金額が確定したことから、補正したいとするものです。内訳につきましては、国庫支出金が介護納付費負担金等償還金で55万8,000円、道支出金が特定健診等負担金償還金で40万6,000円となっています。

以上、歳出合計で3,596万円の増額となったところです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款1項1目、国庫支出金の療養給付費等負担金、補正額1,337万3,000円の増額につきましては、28年度分の負担金の確定に伴うものです。

4款1項1目前期高齢者交付金、補正額91万8,000円の増額につきましては、交付金の確定によるものです。

6款1項1目高額医療費共同事業交付金、補正額2,330万円の増額につきましては、交付金の確定によるものです。

8款1項1目一般会計繰入金、補正額163万1,000円の減額につきましては、財政安定化支援事業分の確定に伴うものです。

歳入合計で3,596万円の増額となったところです。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしくお願ひします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第9 議案第12号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第3号)

○議長 長 日程第9、議案第12号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第12号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明いたします。

今回の補正は、地域住宅計画に基づく社会資本整備総合交付金事業を活用し、一の坂団地8-1号棟内部給排水管改修工事に要する費用を増額補正したいとするものでございます。また、あわせて年度内に完了が困難である事業につきまして繰越明許費としたいとするものでございます。

それでは、1ページをお開きください。第1条第1項において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,900万円を追加し、補正額の予算の総額をそれぞれ8億1,019万2,000円としたいとするものでございます。

第2項において、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条において、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるところでございます。

第3条において、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

5ページをお開きください。第2表は繰越明許費でございますが、住宅事業費のうち、銀川団地1号棟屋上防水改修工事として1,200万円、一の坂団地8-1号棟内部給排水管改修工事として3,900万円、事業費の総額は5,100万円となります。

第3表は地方債の補正でございますが、公営住宅事業債を1,950万円追加し、限度額を2億2,610万円に変更したいとするものでございます。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開きください。1款2項1目公営住宅建設費、15節工事請負費3,900万円の追加につきましては、一の坂団地8-1号棟内部給排水管改修に係る工事請負費でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。3款

1 項 1 目他会計繰入金、補正額 1, 9 5 0 万円につきましては、改修工事に伴う社会資本整備総合交付金に係る一般会計からの繰入金でございます。

6 款 1 項 1 目市営住宅事業債でございますが、1, 9 5 0 万円を追加し、歳出補正に必要な財源を措置したいとするものでございます。

以上、歳入の補正額は合計で 3, 9 0 0 万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第 1 2 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 1 2 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 2 号は可決されました。

◎日程第 1 0 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

○議 長 日程第 1 0、議案第 1 3 号 平成 2 9 年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第 1 3 号 平成 2 9 年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、市町村事務費負担金と保険基盤安定負担金が確定したことにより広域連合納付金を減額補正したいとするものです。

1 ページをお開き願います。第 1 項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 5 0 万 1, 0 0 0 円を減額し、予算の総額を 5 億 8, 3 4 7 万 7, 0 0 0 円とするものです。

第 2 項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2 ページ、3 ページは第 1 表、歳入歳出予算補正、4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項

別明細書、総括でございますので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項1目、広域連合納付金、補正額150万1,000円の減額につきましては、市町村事務費負担金が確定したことによる209万4,000円の減額、保険基盤安定負担金が確定したことによる59万3,000円の増額、差し引き150万1,000円を減額したいとするものです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。3款1項1目一般会計繰入金、補正額150万1,000円の減額につきましては、歳出でご説明しました広域連合納付金に関連して事務費繰入金209万4,000円の減額と保険基盤安定繰入金59万3,000円の増額によるものです。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしく願います。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第11 議案第18号 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議 長 日程第11、議案第18号 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第18号 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明いたします。

平成29年5月12日に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、一部の規定を除き平成29年6月15日から施行されました。法改正では、主な内容として緑地の定義に農地を含むこととされ、都市計画に定める用途地域として低層住居専用地域と同様の田園住居地域が追加され、さ

らに建築基準法における当該地域に建築することができる建築物の規定が追加されました。今回の条例につきましては、当該法改正により必要となる条文の整備を行うため、滝川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例、滝川市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例及び滝川市都市公園条例の一部を改正したいとするものでございます。

改正の内容でございますが、参考資料の新旧対照表をお開き願います。まず、第1条関係ですが、滝川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正です。法改正により新たな用途地域の類型として田園住居地域が追加されたことに伴い、建築基準法別表2、用途地域内の建築物の制限において項が1つずつ繰り下がります。これにより、建築基準法を引用していました当該条例においても引用している項が繰り下がるために文言整理を行いたいとするものです。

第2条関係は、滝川市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正でございます。この改正につきましても第1条と同様に引用している法別表の項が1つずつ繰り下がったことに伴う文言整理であります。

第3条関係は、滝川市都市公園条例の一部改正でございます。第2条の4は、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合についての規定で、条文の文言整理であります。

第2条の5の2は、都市公園法施行令の改正により1つの都市公園の敷地面積に対してその公園内の運動施設の合計面積の割合を国の基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとされたことから、所要の整備を行いたいとするものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行とし、ただし第1条及び第2条の規定につきましては、平成30年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は可決されました。

◎日程第12 議案第21号 滝川市企業立地促進等のための固定資産税の免除に関する

条例の一部を改正する条例

○議長 日程第12、議案第21号 滝川市企業立地促進等のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第21号 滝川市企業立地促進等のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例を改正する趣旨につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の改正が平成29年7月31日に施行されたことにより所要の文言整理を行うため、滝川市企業立地促進等のための固定資産税の免除に関する条例を改正したいとするものでございます。

それでは、議案第21号参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料1ページをお開き願います。改正内容につきましては、題名と文言整理の2つでございます。まず、題名を滝川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例に改正したいとするものでございます。

第1条は、法律改正に伴う名称の改正並びに法律改正に伴う文言整理であります。

第2条は、法律改正に伴う文言整理であります。

2ページをお開き願います。附則であります。第1項においてこの条例の施行期日を公布の日からとし、第2項の経過措置については改正前に承認を受けた企業立地計画に係る固定資産税の課税の免除については従前の例にするものでございます。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は可決されました。

◎日程第13 議案第31号 滝川市コミュニティ防災センター条例を廃止する条例

○議長 日程第13、議案第31号 滝川市コミュニティ防災センター条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第31号 滝川市コミュニティ防災センター条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

旧消防庁舎に併設しております滝川市コミュニティ防災センターは、市民の自主防災活動を推進し、地域防災体制の確立を図るため昭和58年に設置された施設であり、消防団を初め市民団体等の防災研修の場として役割を果たしてきたところでございます。近年団体等の活動拠点や各地区のコミュニティセンター等での出前講座の開催等により利用が減少傾向にあること及び消防庁舎が新築移転されたこと等を踏まえ、今年度末をもってコミュニティ防災センターを廃止することとし、同条例を廃止したいとするもので、附則において施行期日を平成30年4月1日としたいとするものでございます。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は可決されました。

◎日程第14 議案第34号 教育委員会委員の任命について

○議長 長 日程第14、議案第34号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第34号 教育委員会委員の任命についての提案理由の説明を申し上げます。

滝川市教育委員会委員、芳村敦子氏が平成30年5月27日で任期が満了となります。このため、後任として再度芳村敦子氏を任命いたしたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

芳村敦子氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第15 議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 長 日程第15、議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

滝川市固定資産評価審査委員会委員、深村完市氏が平成30年5月11日で任期が満了となります。このため、後任として吉井裕視氏を選任いたしたいと存じますので、地方税法第423条第3項の規定により本議会の同意を求めますのでございます。

吉井裕視氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月6日から3月12日までの7日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月6日から3月12日までの7日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時05分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員